藩翰譜 六

六

奥平　小笠原秀政　小笠原信嶺
岡部　諏訪　土屋
屋代・　丹羽　山口
加々爪　北條　秋元
稲葉　堀田　太田
朽木　内田　柳生
小堀

和書門 類 七六の七 號 一七八 函 一一 架 一五 冊

内閣文庫 和書 類 七一〇七 號 一五 冊 一五番 六 架

内閣文庫
番號 和 7607
冊數 15（6）
函號 155 38

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

藩翰譜六

奥平 並 松平 附 摂津守忠政 八郎九郎某

美作守平信昌は三河国の住人奥平美作守貞能が男也貞能
が四代の祖八郎左衛門尉貞俊生国は上野の人也始て当国に移りて
作手の地を領して子孫受け伝へて貞能に至りしなり 家の系譜に曰 村上天皇の皇子
具平親王十二代の孫上野国甘楽郡の住人赤松太郎則景播磨の氏を冒す事
なりしを大唐信[illegible]則景が次男従五位下[illegible]氏行が[illegible]と名のりし
家を住して児玉党の[illegible]氏行と名のり[illegible]上野国[illegible]にて奥平の[illegible]か
しかれども[illegible]奥平と名のり世々上野に住したりといふ○児玉
党は[illegible]内大臣[illegible]伊周公の二男[illegible]より九代[illegible]が子也
新[illegible]氏行といふ是は[illegible]の系譜に[illegible]氏行の[illegible]
されば村上源氏にて[illegible]氏の流とつきしは平氏と称[illegible]
[illegible]や又[illegible]を[illegible]上野[illegible]奥平といふ[illegible]並[illegible]の
[illegible]不[illegible]の[illegible]三河国の奥平は武蔵七党の
[illegible]といふものも[illegible]徳川殿の[illegible]
[illegible]にかれ[illegible]此の[illegible]奥平と名のり[illegible]国[illegible]
[illegible]

教部省文庫之印
日本政府図書
図書局文庫
内閣文庫
大崎文庫
[illegible]

抑此の先祖ハもと安祥殿の清康公の御事也御手に属して安祥殿にも仕へた
まひて後今川家に属しけるに貞能永禄八年の比より代
々の忠をしき酒井殿に属しけるに同十二年氏真遠江掛川
の城をとられし御旗本へかへりけれはしかしと貞能の功をかみ
元亀元年六月姉川合戦姉川人数にて貞能酒井左衛門尉
かまへに従ひ軍して多くの首をとる同三年貞能か父
道紋貞勝乃作手の人と婚として一族ことことく武田にくみし貞能
も又是に応しけれとも天正元年七月酒井殿本城の城にせめ
来り時信玄をまたく武田の大軍を拒しとて
晴信乃死の年也しと深くかくしたれと貞能是を知り
て御舎にまいり酒井殿にもかくと通しかさねて孫九郎とて告知

らせたまひ翌年より作手の城にして武田か侍大将甘利左衛門尉
泌かまへの上貞能か孫とハ一族ともに深く隠し人をハ人質
不をも多く入れ加へ家を武田左京の命く須賀にて存
隠れなく貞能色かへりしかとも貞能とまた貞能せんと
思ひて走りしかハ左京か命を背きしく長篠の城に今
かりとすみ今川日の兄弟とて諸城をれとて貞能を乱
暴も多くけれとの人父ハ子をとらへ子ハ父をとらへ遣人
のやくすゑをも信長かたくもれを苦しくさし出しけれ
備え貞能いとあやしくたちかへしと信玄の程をし
酒の所業を人とはかる貞能日も夜も苦しくして我ほけ
し給へとたのみ申しさるかしく人すきハけるとも何かれしと

いかなる御命おめしく〳〵悩たくまいらせとて云ひしかハ云
帰り静ニ酒ニ飲く云ふかなる仰もきてハ人の中もしハ
云ふことくとて去りける人々疾く貞能弟子息九八郎信
昌之の城と云ふく文治滝山にてハ害かすへくたく入道
剣業死て貞能ハ父の左ハ久入道弟にて次男ハ武田にハ人質として[illegible]
義久ハ名猶ヲ年十月九日八十四歳にて卒去次男と申ハ左京亮貞治ハ城
屋しける人ハ菜ケ木の城ニありち死せしたり九八郎信昌ハ後ニ諱字
御もらひて信昌と云ひしく[illegible]氏の名に明らかに貞昌と云ひしかし古記ヲ
見るれとも其国を去られし信昌の前紀て貞昌と云ふ名
用られハ疑ハしきにうたくのの名残りつく作るなり
とかく今ハ心儀を加ふる貞能父子武田勢と戦ふと也附から
貞能一族ともわれおのか城をまもく子息信昌武田方よりハ
質ととて一宮也の妻と云ふへしと父子おもひしく此方に
来るもこれ思ひつゝもふりし一つ第一これかならす人々におよそく去

篠の城にありし附城とハ信昌にとりし領ひハ（天正三年二月のこと）又方
一つの口ひともあと信昌の妻と定められ（亀姫君[illegible]加殿と申まいらせ[illegible]）
此姉さけ時昌海殿信康の妹と申て信昌の妻とハまいる人さとのなまへハ徳川殿のおほ
もしかるかひくけりし徳川殿にも信へ合せて信長昌海殿くも一とかうくの
まふところとよりハ相く〳〵犯くましとも後父子ハ徳川殿の方にあさ〳〵ほさき
おほ川くことよりいさの境まても入る力の奴きハ貞けく父の信けし
さくちひ信へにしたるへしとかいせり昌海殿方也父の助もせと云ひし
入道田殿もかくの如くまて二人の歎の御のに人りいりくくりけ入那しも入く
きとのハけひしりハ昨是非の
おもいふせかるへきしさきハすれ　武田四郎これとやうく申してくたちすく
とく囲きあしの初二川より多勢と引率し長篠ニおし
よせすみにまおく攻かゝ信昌しのかりかた勢くをくと戦ひけり
余ハ是にかおりし其ものの様とさもし（けけ時く勝頼信昌の城と云書状とかりつゝあふもし甲州人の出とかう）
といふ〳〵報ひけるのがハこれはの人のりく徳川殿けやとちい信長
それ成て徳川殿の方ひそめとかれけしとかふく
のかるることく信昌と御ケ牛に済ひしりハ同さ廿日勝頼ま

勢を川分け先陣の備へ奉家之介の山下に安吉持てちら
せ秋にいかりんれへかゝく信をうけ長政先陣を崩して
浅井れる尉志次第等の第に比類なき高名の敗二千の
要害をかためしかも深くすゝませぎり
すみ移と佐和山に城中にいれ移又川に近し敵
人とする所の浅井伊織にも信長のきさと退散い
大島引きみうく出作る所の屏風まで佐和山の要害とも
くし信長都をいかりん成の人数にもまとしく小中ぢし
しかれば信長員昌又高を居れ佐和山をかたの場にて多勢の
ためしなかれ移るとも横と成下しつかひで諸方の途色と
御免にて天下に双なき名誉之と感じたまひしと斜

浅川殿へ由度ゆへしく西浅井より山殿姉家のと仰とそしつ八蛇
候ふへ入まいらせ又先陣田底右衛門尉相合山新
庄山裡ふる辛近江の内へ等地て信長より同じ七月父能火子
この国武家の織て攻おとし信長調伝佐和の勝りに北信長にて
夏年より信長より八月信長浅井居尉志次に付て磯野殿へ
秀り九八命つけ殿の功を双之武志に仰せやとそ浮春と
刀ゑへく仍でと命くし物事くしく皆先より信長と名ふ同じ十年
武田かかり磯野殿しとの信長浅井居尉志次とえく信浅
由て向て浅井家の敵もしくし之くしあり川く椿家の敵然し
多く十三年の浅川殿小田とまとけて鹿狩の事く向ひ家ふ
自分の人く数く信長さき先しし濃部藤ふ先つゝ陣とち

其ゟ十八年にて出羽国を賜られしに信昌後孫を以て此年
閏第ゟ様ゟ申けしに其後其態上野国小幡の地を給ひ
三万石 ○ 按するに忠明紀に信昌ゟ上野国高崎三万石を給ふ由見え
また其態か下総国給ひしとそのゝけ付其態在世之ゆかりにて以ん為の
くしか下総国給ひしとやそれし
其態は信昌をしけや 慶長三年十二月廿日卒す
ゟて子忠九八郎信昌也又其後を継ぐ同年九月に実
父家督を継ぐ信昌東卿の弓備美濃の 尚後に後代 加れし卿之 六年
二月家康の命に加納城を給ひ様の 廿付十万石と成る後年の城とう つし築ける萬ホ下にて上らし
めしくせ二書にとゝろく 今年十二月ゝ九日 嫡男大膳大夫家昌 下野国
宇都宮の城を給ひ 廿万石 家昌か弟九八郎 是大御所の御外孫なり 故に加納の
しかるや名ホ所く 御諱を賜る 天正九年十二月 一説にハ十六年の事とし 徳川殿の御前にて
しくて元服し御諱を賜ひ 家昌と名のる同年 叙爵して 大膳
大夫となる 一説に慶長四年に叙爵せしといふ又慶長 二男松平
右京亮家治ハ天正十六年十二月に徳川殿の御前にて
元服し御諱を賜ひ 御諱を賜ひ上野国長根の地を領す
廿付家治十三之家忠日記に二万石とあり 然れども 又下総国の内にて
かしや又下総いふかたもあり 文禄
元年二月に十四にて卒せしとそ 三男松平摂津守忠
政ハ其孫 四年に 一説に元年 母ハ十六にして 中納言殿 名徳院殿の 御事 の
御孫にして 元服し 御諱を賜ひ 忠政と名乗る 大御所の御外孫なり ○ 按するに忠明紀に
元服之ときとあり 名の字ハ御孫の たる明かなり 元年に
四年に元服之ときの事なりしや 慶長二年 美濃国加納を 忠政の領と
し上野国長根の地を給ひ 二万石 是よりして 同六年の
秋石川中務少輔なれ 中納言殿の御供して 山崎を参らる信濃
の国上田の城を攻めて 忠政 一手にて かの城を 攻め取

なさしむる名をとて家康の同じき七年宇都宮を給ひて在城す
給ふ同十九年稲葉の寺に於て十九年七月十六日城中にて卒す
給ふとす叔父信昌の加納の城のあとを継ぎて下総の地加ふる
尚かつて宇方迄を給ふと云下総とも云ふ方ありと給ひしや 十九年十月忠政卒す年三十九
去る四男松平下総守忠明文禄元年十二月 一説二年
十一歳にて伊勢の亀山の城に元服し松平の名字并御諱の字
給ひ又上野の国小幡城給ひ其後元和年中に紀州へ
九年三河遠江の内にて下総給ひて大坂の陣の功によりて
三河の作手に居住せらる十五年七月廿六日伊勢亀山の
城を給ふ御前 家康公の御養女と成給ふ 女子は大久保加賀守忠常の室と
なりされば此男信昌我身の大名となりぬれども父母に孝なし

子忠昌わづかに七歳にて大名となりしかば
御前ゆるし参らせて家督を継ぎたまふ元和元年十二月
十五日六十一歳にて卒せられしが嫡子家昌を宇都宮
城給ひ嫡孫忠昌を二男と為す二男忠政は世継なき
なり三男松平下総守忠明 十万石 加納の城を給ふ
よりより 十万石 忠政の男なり忠政が二男にて忠隆と号し其孫忠隆
と名乗り忠隆七歳にて父に別れし八歳にて祖父信昌が
跡をつぎし十四歳にて元服し稲葉丹後守の娘を娶り寛永二年
丹後守の娘の加納の城にて寛永九年廿六歳にて
卒す同じき九年卒す忠隆に世継なければ
家絶えたり 世に伝ふ所は忠隆は信昌の孫と稲葉丹後守の娘の子にて稲葉丹後守の縁につながりしと云ふ

されと御陣ニ居られしを思ひしハ亦父信昌よりさきのことなれハ不審也たゝし
信昌浪人しても加納城と御陣ニ居りしにや[illegible]
寛永五年ハ
子なし

大膳亮忠昌 下野守家昌の嫡男宇都宮の城
主たりし 家昌よりさきのすれハ父信昌の跡をつく 慶長十九年十月十日父家昌卒す八歳にて
て父のあとをつく元和五年二男[illegible]七歳にて[illegible]
つきおく人の[illegible]の[illegible]し[illegible]
給ひ[illegible]元和八年下総国古河の城を
領す[illegible]八年[illegible]宇都宮に移[illegible]
寛文八年二月十九日卒す五十人(?)の[illegible]
[illegible]別の[illegible]子息大膳亮昌
能[illegible]出羽国山形の城に移る 九百石[illegible]これハ父忠昌卒せし時
[illegible]と云ものゝ[illegible]

殉死し[illegible]元[illegible]年[illegible]云ものゝ[illegible]
[illegible]昌
能 寛文十二年七月二日卒す[illegible]嗣なくして[illegible]なれハ家
清[illegible]二男の[illegible]を嗣とし山城守昌章と名
初名[illegible]
後美作守
下総守源忠明ハ信昌の四男大御所の御外孫なれハ御養子
となり[illegible]慶長十五年七月廿一日伊勢国亀山城主たり
これよりさきの事信昌の條にしるす 同十九年十月六日[illegible]
[illegible]大坂の[illegible]又摂津国[illegible]の城よりも[illegible]
[illegible]年播磨守[illegible]二万[illegible]卒す[illegible]
[illegible]下総守忠明加納の[illegible]と[illegible]して大[illegible]
[illegible]寛文[illegible]忠清の[illegible]人[illegible]

あるへしと仰せらる忠継しま忠明京極の西北
大名の籠城としてもえ落さる進み大坂の城をおしよせ攻む
西の丸を記しも我先して京極の西の丸の冥坊門跡して
大和路よりおしよせ大戦して首を一切て誥高名す
忠明に今年元和元年七月十万石大坂の地を拝領す大坂
の城をあつけらる　十万石と成て上らせしけ附ハ大坂の城を添しよりに依て也　同き五年大和郡山
山の城に移り　十二万石　に清忠の済々とめて寛永十六年三月
播磨の国姫路の城にうつる　十八万石　正保元年三月廿五日六十二に
てりて卒し嫡子忠弘相続すといへとも　十五万石　従四位下八郎右京大夫
の比とある　十五万石　八郎忠弘今年十二月廿六日廿と云わかれ
下総守に叙す松平下総守と号し下総守に任し従五位下中務大輔

慶安元年六月十四日山形の城に移り十五万石従四位下に叙し侍
従に任し寛文八年八月二日下野国宇都宮の城に移り
十五万石の内也　○世にいはゆる大坂の陣の忠明を大御所の御孫和泉守
信光寺の内にて松平源三郎初次則忠明は大坂の城を預り御所の初次則出代の家臣
以上廿余年忠明ハ故右大臣家の御猶大御所の御妹君と云へ源三郎康忠とも
ふりり康忠の子福二年の夏に卒し其後世嗣に大御所の御子上総介殿と
してまゐらせとつりかへ又元和二年の秋上総介殿御ゆるされ多くハけ申忠明を
りつてまつりこまゐらせ給ひしにけりたしかに実紀りにして上総介殿
忠明のあつかりとハ御縁なり上総介殿ゆるされ多しとしきハ忠明大坂の城
とあつく十万石と成ていりなりしく上総介殿の御縁とて語しといふや
御目つかなしにしけるの鉄砲年ふとおやしくふ如きいうさ御方ゆるしこや
こまふの本家の八十八年忠明か六十の時大御所の御名にかされたふ
忠明中に記し
秋より書

小笠原

弾正少弼源秀政ハ信濃守将監頼義の二男刑部少輔義光よ
り 実ハ新羅三郎と云 三代信濃守遠光の嫡子小笠原信濃守長清より十
六代の後胤也秀政祖父信濃守長時ハ甲斐の源氏
武田大膳大夫晴信とたひ〳〵合戦して年々ニ度
天文廿二年夏六月信州桔梗原の合戦ニ 信州ハ 長時
小笠原ハ二千余人をもつて信玄の勢萬余騎ニ晴信ニ対して
討負れしけ城をすて信玄武田ハ城を明渡して晴信方ニ
さり歎て武田小笠原門ハ源氏の源氏なりけれハ苦しかる
へき甲斐の国ニて所領一所をもたせんと云てつかハし

終に先祖の本領より別て武田家へ人をつかはして甲斐を離れ小笠
原ハ牢人となりて足利義輝公を頼ミて近江の国にうつりける
武田か下にたえ人ハ其後ハかの家をたのみて
おもひもよらす二三年の後に信濃をへて落行 武田大膳信義ハ加賀二郎
義光か五代の孫新羅三郎ハ義光之末孫 奥の国をさして行れて 信濃守晴信ハ
今濱ニ住けり三男右近大夫貞慶ハ織田殿の家臣となり
ころ天正十年の春小笠原貞慶ハ織田家の手より
田殿ニ従ひて三法師殿信忠の為ニ其後甲斐の国を
攻めけるニ武田とたゝかひけれは小笠原切勝負ハ手に
さらハ信濃の国ハ小笠原か領ニ及ひて信州の本国を
の地とせよとて其年六月織田殿

父子ともに甲斐の武田入道信玄の為に本国を失ひ貞慶はさき
そこ此処にして本国を出て所々へさすらひ深川殿を知ると頼みて
けいし剣業能く入りける○京国光 深川殿の将と成りし故なり 年比の節に治部少輔一人とめ
置きし信濃国の境に之を遁れて貞慶の如く思ひ為りし地下人
共と謀りて累代の主君をしたひて又せめてかの信濃
代の家の子共に心かけて継ぎて多勢に成りしかば妙く本意
とげんとすれば義経三千にしたがひ本意を遂げ貞慶も
さり泪しくもありし本意を得て [illegible] 貞慶二
其の付を以て [illegible] 帰り入城をとりかへし
中にも今は深志の城に父長時を初め人々は長時入道にて
弥いさの家ちりちりに在所に [illegible] のためにて死をもって思ひ [illegible]

越後の上杉謙信へ頼み入りしかば貞慶門出の信濃
これ信濃国中の人々を頼みて越後中に住まひて家蒔
り信濃に来り勝ちに頼みて二千余にて百人して信濃にては中又者
押出小笠原貞慶父子三万八千余の軍勢を引率し上野
出陣の時の合戦 越前の太守滝川左近将監一益と争ひしが 雅楽の流とあり
して後信濃にも入りて貞慶ともに此の信濃国中の
小笠原の多勢とや名をあげん思ひ上杉をもしまひて小笠原へき
とも軍勢と義人と在代川中島を頼みて若党共に向ひて陣
ある軍勢に薬師川をうち渡りて近江軍の小笠原勢にて
信濃の城を引き書切と共にして家人をも出し本意を遂げしかば
やがてそれより信濃は諸方に知られぬとするゆへより父子の軍勢と上杉と

我々人とは付すかへりて又は是ひとり人なれハ川を越して甲斐守を
かくて細川殿とたてまつりしか細川殿小笠原か中國にて打返し
とかくしてたゝかひしかとも其年九月八日御出陣
ゆへに此比の長慶は佐々木殿をさし向ひて長慶殿細川殿ゆるし
我はまいらせて小侍従に報しけれハ其年もかへりゆく
ゆかりのひとなりし長慶三好の兼務にて包みしみて川中嶋にいたり
出雲守の城をかこみて上杉のたいしやう清野かたへすゝみ 佐野にてとらる
中にもまた佐々木より人々同心の諸人保科深志にて出
細川殿の味方として長慶の陣をかこみて我々をかへ
すゝむるを許しまいり長慶小笠原氏甲斐守の陣を
打入同しく甲斐氏勝ちの名をのこして近江三好の方へ参入

細川殿の御前にてまいらせ小侍従を其年の冬よりかへりて
まいりて大小の我とも其年の冬給ひし 一家の勝ともをはしめ長
慶は佐々木殿を後にしたかひ人々にまいりて小侍従かり
のちにかゝりし人々かへりしを知らせ又小侍従とてゆきし所あり
細川殿の味方にしたかひ其年まて氏と細川殿御出陣し
中國より川を越して同しき年に細川殿小笠原と談合して来
れとも京都にかへりて長慶又三好と同しく来れとも
天文十二年より晴元細川伊勢守を相具して京都に来りて
まいりし時長慶の人數をしたかへて川を越して長慶
ともにゆかりの者とも人々を従へて長慶に十二月をこそ記し
くらうとの城をかこみしかとものちに村々小勢にして

りくの明きは天正十四年の春徳川殿関白と和睦ありて
それは家康又徳川殿にて殿下へ参られしとかや
十八年の春より北条の府内沢小田原北条を申して上
済せ同年八月家康小田原にて滅しけるかは時に内大
家康御所の御所領は関白の御事にて尾張大内府と
申す小田原陣清洲にて御帰りありて天正十九年筑紫
大納言殿の御事を申し御頼みありて尾張を没収せられ
家康の御許へ忍び入り信雄も御陳ありけれは
年頃より御取りなしありけるとて家康尾張を
思ひて御年来の事を給はりけれとも
さ申して尾張御勘気を免じ家康公御取を仕らる　一説に〇〇の御陣代

内府は仙石清須府尾張を与へ府二人入られ那須と仰く御扶持せらるる所
家の御事なりし仙石を思ひて関白の御情にてこれ
尾張を願ひし御運の御事にて尾張かたより御許せらる候故仙石も御扶持を分けて
けるとし〇海老名小笠原の尾張にまかせ御扶持せられて上意
御文にてありてこしゆ尾張の城し御運を存てやれありけれ
し尾張城より御座候て手代そくくけれ申しこれありけり
せられて日頃は小笠原の許に候ひけるは城にありと言ひしや
小笠原も御扶持をも御扶持せらるしや関白の御前の人と申す
ありしとも此御仁は御扶持を没収せらる御事の御運よりに候
されとも又関白の御威をうてんとするもこれは御事とかく御扶持をも
しかれとも徳川殿御事ありて御とりなしにて家康の男子秀政
徳川殿の御嫡子秀忠殿の御娘を申し給ひしかれは関白殿も
別の事とありて御免ありしに徳川殿の御家人となされ
小田原右衛門の城とあり　二月右衛門佐〇海老名とし徳川殿の御孫女御年十四歳秀政の室と二十二歳にて御嫁娶ありけり
しまさ御納ありける年し
とや御明らかに候し　文禄四年六月十日家康公右衛門の城主
左衛門佐秀政関ヶ原の合戦の人に先を分て候ひける　秀政は三十七と云　名を長

十八年信濃国松本の城を給り（或説に松本の城を給り八万石と云ふ又は給はりし八万石と云ふ）
秀政か父祖累代の本領を知りける元和元年五月七日
摂津国天王寺の合戦に討死す嫡子信濃守忠脩
大御所の外孫なり忠脩妻も同しき外孫本多中務大輔忠
政か娘なり大坂の合戦に父秀政ハ松本の城を出て忠脩
大坂にて共に討死す舎弟松本の城を給り父秀政の本
領しけるか其年の八月忠脩か後室ハ懐妊なりしに此時
つくし守ハ父か身の上の思ひに大坂の陣へ出て入数の
後とも給りけると知られて大に討死しけり此
ことを信濃守長政父子に譲る寛永二年の八月に九年
右京の亮中務の城を給り明石十万年の主眦前亮中務の

城を給りてありける寛文六年正月廿九日卒去嫡子上総介
長知年来多病なりしかハ父か存生の年に隠居しけれハ二男
因幡守長勝父の家督を継り同七年十月信濃守と称す
右近将監忠真ハ秀政の二男大御所の御外孫なり之生
年十八の年大坂御陣に参り父と共に大坂にてしかし
ありしか今の人数を大坂の敵と戦ひ傷多けれとも遂に
切ぬけてしかとも名を挙けれハ信濃守か忠脩の遺
子なりけれハ幼年のうちハ忠真の子と知られしとなり何とて御
譲りも中にて此頃より一年を経て元和三
年二月に国を譲られ忠真の後を継しけれハ忠脩か
後を受る信濃守の本領を受たまへり忠真ハ播州の明石の城を

新に城築かれ多の地つけくだされて移さる 十万石 寛
永九年十月十一日豊前国小倉の城を給り移る 十五万石を賜ふ 此時小笠原の一族を
豊前豊後の地をわかち九州の諸侯の手あてとなし給ふ
十五年の春有馬の城をせめて攻落す 寛文三年十一月十六日より
侍従兼右近衛将監となり九州探題のことを承り同七年
十月十八日卒す年七十二 嫡子右近将監長安は病によつて籠
居し 後に[illegible]と云 二男大和守長宣は先達て卒す 三男遠江守長
忠[illegible]嗣しそれより四男[illegible]して石氏の地をとる 一万石
備中守源長[illegible]は右近衛将監忠真が四男 父卒して後遺領を
わかち給はる

豊後守源忠知は秀政が三男左衛門佐[illegible]寛永三年
十二月大番の頭となり同九年[illegible]の事を承り[illegible]
[illegible]大番の頭をかね[illegible] 寛永九年十一月十二日豊後国杵築の城を給ふ 四万石
[illegible]四万石[illegible]之御[illegible]の[illegible] 正保二年正月十一日三河国吉田の城を給ふ 四万五千石
四万五千石 ○小笠原一族[illegible]のことに[illegible]
大和とかの[illegible]かれし八拝[illegible]といふ 寛文三年七月卒
す年六十五 嫡子山城守長矩父がつぎ 六万石
并て[illegible]氏となる 二男[illegible]三男[illegible]
長矩[illegible]して[illegible]のことを兼ね 延宝六年二月
八日卒す年[illegible] 嫡子能登守長祐父がつぎ[illegible]
となる 二男佐渡守長重

小笠原

掃部助源信嶺ハ信濃守長清か後胤にて長清より十代の孫小笠
原大膳大夫入道政康か男子二人あり嫡子大膳大夫時長ハ
其跡を嗣秀政か六代の先祖也二男兵部少輔宗康か二男伊豆守六
郎光康といひしなり（新編纂図ニハ光康ハ三人のうち二男宗康ハ不長と称す）光康より六
代の孫下総守信貴ハ信嶺か父なり累代信濃国松尾に
城ありて住せり武田大膳大夫晴信信濃国をうち従へし後ハかの下つ
らになりて城をも失ひ天正十年三月の末に木曽左馬助義政織田殿の
味方となりて同じき二月下旬に三位中将信忠信濃の国を責て悉く
甲斐の国を攻取りし次に小田原まで同じき十四日掃部助信嶺信忠の
味方して来り御前にまかり出ける処本領安堵して
これより信長の城を攻落して三月十四日信忠ニ信長の城に入給ふ同
年信嶺また参りしく本領安堵のうちを給ふ（信忠より安堵せしむ掃部助に給ふ松尾の城）
（信嶺か先祖）へ今年六月信長父子うしなはれて甲斐信濃の国々
其乱世にしかハ信嶺二度北条氏直に従ひ（信濃十五出城所と云）つきて
徳川殿の味方に来りて同じき七月酒井左衛門尉忠次とともに
信濃の城をせめ天正十六年徳川殿の御前にして左衛門尉
忠次か二男小平次を養子として世つきと定め左衛門尉忠次之女を娶
同じき十八年関東にうつりて上野国本庄にて一万石を給ふ慶長
三年八月十九日信嶺五十二歳にて卒す左衛門尉忠次之女と
つきけ信之まで信濃の国のたぐひを給ひ関ヶ原の戦ひには

中納言殿出陣して山崎をの陣ヶ同十二年伏見の城にて卒す太
政の宮にまかり侍宮ふの大将を川に戦ふにことに左右に依政信
政信か子なり信之より今の年まてつまゝかりけるに

岡部

内膳正藤原長盛ハ左大臣武智麿公の男参議乙麿に
の末葉にて遠江守為憲か六代の孫岡部権守清綱か後胤次郎
左衛門尉正綱か男 此の系図を探すに清綱より正綱にいたる十二代と 不知其あひたに有る事なり事多かるへし
世々駿河の国に住して今川の旗下たり上総介氏真の時まて
当く卯乃孫武田大膳大夫入道信玄の幕下として駿河の国にて
属す天正十年の冬遠江小山城の城にて居城す文
徳川殿と戦ひしに城をしてまもりて明年ハ十二年の六月
遂に出て徳川殿に帰服して所領をたまはりて小諸を預く後に
出て余の城ともにて駿河の国府へ帰ふしして織
ちりとりて国府の跡を武田かすむとて破られてはてしも

彼ならハへき中ニなりしかハ粟川日向守少令内藤御前ニ参
せられ存の錯を諫けるニ信長公正綱御同道ニ大藤
粟川少令ニかゝりてけるをうけ給り同き年十月十五日武
田四郎石川ニ被仰出ニ付て出勢をせし其の旗城中ニ
池を築く被下候而年来人ゟを出し正綱を出し城ニく
守りやまく萬もへきよし申し出し大久保信玄のくさりにたち正綱
彼の船をさし入らせく諸方ニ在て付候り持籠
城多勢を城を出て包なしの様子郡城ニ被入れハ其後ハ
将中ニて一緒ハ來りさしと小田原文いかゝもして足軽を
中々在を附けやらせ法山和尚と云僧をして味方ニ参るへき
よしをくし定ニ参りけれ共付上ハとて正綱武田ニ随ひ法云

信玄ニ被参候今川ニて御しより十歳の比を御らうされ（元ハ三河守今川ニ在リ）
御侍の子供もつ郎ニ出清水をちかしして天
正十年の春武田亡ひ同甲斐國甲斐ニ在ニ
乱正綱ハ今川ニつかへしよりおのつしらさましおのれハ
徳川殿出頭忠と御心にて味方ニ在り甲斐信濃の出陣ニ
兼随ひしに其時ハ正綱ハ功をそ立てゝりけて貴として甲斐信
河ニおもむく北条氏の比御ニ（小）明ましハ天正十年正綱甲
二十りしけ死を子忠弥右衛門長盛ニ十年十二月ニて又ハ信き
天正十二年二月十月北條氏直同年四月長湫の戦ニ
先ひける秀次の勢ニてしかハ三河をさして同年六月
又ハ徳川殿と小田原間しく浜松宗下の城を攻ける

九鬼大和守久隆ハ父守隆か財人として家督をつかしむへきのよし
初ハ出家せしか此命によりて嫡子となり九鬼か増田の遺跡を継
相続す 嗣子なくして 寛永九年壬申八月京都の
小姓人に 鳥羽の城を賜り 其時分にて 長盛か大
久保平岩の人々とはかりて是をとり 長門守日長
か跡の人々も又長門父子と 戦ひて敗られ
（御書物ニ有之）十六年卯月 家康卿下知して 内膳正に 任せて
蒲生か領分にて上総下総の内にて 石川の代官にて（一万二千石）
翼の事の 戦にハ下野の内本領にて 城介に 上総殿と 戦
人とも 慶長十二年 伊豆の城とする（元和三年 御書を賜る）同十九年八月
六日 丹後国長山の城と 領す（三万二千石）大坂 表 陣の 戦にも 首 元和
七年八月 同じく稲富山城を 給ふ 其
城の 跡を 守り 寛永九年 十一月 に 長盛 卒去す（御）
して 卒去 嫡男 長隆 父の 子と 継く（其子 寛永十五年 十二月 十八日 卒去）
寛永十年 播磨国 赤穂の 城を 給ひ 同 十三年 播磨国 赤穂
にて 其の 城を 給ふ 浅野の 内 十七年 九月 和泉国 岸和田
城を 給ふ 寛文元年 十月 其 家 江戸 にて 下野
守 同じく 八年 十二月 にて 卒去 其の 嫡子 内膳正
跡を 継き 岸和田（五万三千石）今 其 地を 領す
（三万石 岸和田 二万石）

諏訪

満清か孫頼水ハ六孫王経基の五男左衛門尉満快より九代
信濃国住人諏訪左衛門尉盛重か後流なり盛重か十五
代の孫信濃守政満か時まて当国諏訪の大祝にてありき
めしかしとも二十年にハ政満か子安房守頼満
いまたいとけなかりしにふの三郎木よからぬくはたて有て
害しけるを安房守頼満男子二人あり嫡男刑部
大輔頼隆二男新三郎満隣とて二人あり頼隆か男刑部
大輔頼重ハ甲斐の武田大膳大夫か信玄か為に失はれし
のちに 頼重ハ信玄か妹也けり信玄頼重を失ひて諏訪の娘を妻とす四郎勝頼これなり 諏訪の嫡流之

あられハ満隣か二男頼忠こそ祖父の跡をつき安房守となり伝にこ
と満清か頼水か父なり武田家ほろひ織田殿の手にうつりし
後大久保七郎右衛門か世話にて信濃の諏訪へいりて諏訪を使ひて
まもりける方にうつりしかとかくてそれハ頼忠二万石ありし
連川殿に立より酒井左衛門尉か娘にかよひてたまは
連川殿の御台所信濃国のひとたかしと名付し出人ホ
まことにやうく大殿にさてしか包きけれと事なくて頼忠大き
思ひく越しぬ連川殿の御方へまうりてれたまはり
さるくことも不にしとくく城の出来なりてけるよき
ありて松平丹七郎右衛門か諏訪を門出立て御方へ任
やく頼忠か六十余人としらこたかくてハ出人としく

さしき来らぬ人々しくもなく〳〵しかハ大世帯を取かへして
りその武田の信虎か子（甲斐守 法名）信玄（徳栄軒）と号し
く酒川殿の由来人〳〵とも〳〵しとすなれハ村上なしきしてそなへて
いかさまにも謀を定て合戦に及てしも〳〵〳〵の郡中前後
晴房は源氏の嫡流にて由緒を来りて酒川殿は武略
りよく前地にて所領をとり酒川殿をうちはたし二年
一年ころ村上義清と申して来り信濃出いかさ
たいふんやく又子ときみやうり国を取り由緒法の節を上下
あらそひ軍勢を率し代を来る人〳〵もとく子息村上ら出力
と所々に取る（保昌の由緒刀出来たる付の事記るし多く候へハ此所にも載る事さりやうに略す）
同き十二年の春出羽の由緒の時若狭人々宮利保科（義元）
西上して同く由緒の春に来る十二年（壬八月）
二月中の人々を三河の城とせめ〳〵付をして出陣の
村上義清と戦ひてつゐに本の城を取る十八年出陣来りて
後に退しも人々深志のちかひを伊那郡と申つく〳〵攻
めりけ年の戦に伊那を取て出陣しもの堀川の
地所（二万石）又須元年上原の国分社に伊那に出て二年
小笠原村上父子の家を討て實の府中太戦の時山辺の由緒
てとら〳〵責る明に小笠原長時六年に至り諏訪の郡を領（二万石）
須田又三河城の家をと（十年）敗戦して同修理の信玄の大軍
の軍勢とかけ小笠原のに敗をとえ和田の年に国出の北原の
地を所領（宗家の家臣の曰く二万二千石となる）寛永十八年をしてく七十二歳

して卒後嫡子出雲守忠澄をとし出家す七十年二而して太郎宗
の出家して元休と云在澤寺にて終り元和三年に卒す前にして
出雲守に任し父の家を継て明暦六年に卒す年以
六十三歳嫡子右京亮太膳亮継之方関東ちて今の
あり右のとくに

出雲守忠各右の方

古屋

民部少輔源太郎ハ足利右馬頭泰氏の六男一色公深流
右源太代の孫今川兵部少輔左衛門之左衛門時に甲斐
の源氏武田の被官と成る武田の旗の名字ありとて一色を改
めて古屋秋山と名のる又其人今川に仕へつかせられハ今川と
改名たりけるか其子兵部虎嗣 兵部少輔甲斐国ちて清和源氏 其子範方ち
虎義大膳亮晴信よりつかふ晴信無双の勇士十二人を撰て
其の後を定めらるけ此時虎義其一人に撰れたり
虎義男子七人あり二男ハ年八歳昌次 家の系図に見えて十
まりして信濃国川中島の戦に信玄方数くの乱
れし昌次一人晴信の旗の側を離れず旗を持て

土屋ハ武田ノ譜代の家人なりしか其家絶たるを昌次して
名字つかせ給ひて今更と呼たなふ土屋と名のりて二十二歳
ましくて侍大将となされ廿八歳にして遠州の城の三方か原
の合戦ニ徳川殿の先陣と名を揚けしより高名あらはしそ
とありし土屋か家のしるしにせよとて紋を定め付けり
其後天正三年五月武田四郎勝頼宗徒の家子郎等
多く討れしも長篠の軍兵人として高名の三人討死
り昌次か死たるを時人々目をさましけると云定め長篠
と川異し信長の陣を向ひ抽身にして討取られけり
さきに進み捌のもとをれて死なれしかも昌次てつくとせし
知く忽討死して死去て 二十二 廿日武田の軍勢敗けり

残つくありしほとむへしと君哉の家男昌次か舎弟惣蔵
昌恒 時ニ二十六 只一騎にて君の供しくれて返して進みかた
きを返しくつとあらはし初鹿野伝右衛門尉も討死をとけ
之帰して本国に入られ勝頼の主従の五十余人か討死と感
して昌恒とし又土屋と名のらせられけるに成されけり
甲陽軍鑑を按するに惣蔵昌恒ハ兄右衛門尉昌次の家を継し（小字）
鎌田の昌次か家を継し家とことなりし武田の家の土屋（小字）
ともこれも土屋と名のらせて伝蔵といふ惣蔵昌恒とけ（小字）
伝えたる君の家のもの名を昌恒と伝けられし（小字）
ありけり勝頼ハ主従ことし武田の家の家なりかは
とも勝頼の供して田野の奥天目山といふ所
にて落行て家のしるしを記して今は浮世の中もな
ありしかハ勝頼川のほとりにて討死しつゝ敵とすゝむ

庄司か所へ参りて達をも思ひ候て此けん亡す澄覚昌
俊急度尋くせよと云つけ候宮内大輔と申者大勢にて押寄せしかは
其時はとけ入候人多き事にてありけれは大の中に出ぬき出
ありけれはくるしき事にて中にてかたきを討取るへし
なかなか死くらん事に澄覚昌俊は勝利を得取りて見れは首をとりて返
昌俊をはしめ多勢の人々右に辞し宮内に書立へしと
まし申は身をもて楯となしおしこころさし返し敵
とさしつめ引詰め人々を討ちて多くは返りけれ
つらくしくも多勢にて死すとも知らて先度のやうにさらりと
ハ多くはかれに添へり昌俊か分の人を今度六郎昌義小泉
女房女房共の手綿し振りにて切りて伏せる勝利ある

太刀をぬきて切りとをしは切りてくたりに出て来る宮内勝に
同しくはせ来る昌俊多勢を討せしかはちりちりに逃
かかりし切り大将をもきり殺し敵六人の首をとり思ふ
比にまかりて昌俊身にも見のかれは六人にてまかり捨て
かりける程に六人と名のりてかかる父敵二人の首
ついぬれは父子ともに討まつりて昌信守大夫家人教太
刀をは土にてふり武を誰かしけん本陣へ入と射てひとを捨
まして太刀をぬくらんと下知して定めて力を尽くして
しかし身死して昔のよう治めぬへきかゆへに滅亡す
まくたいし年にて忠もつるに功にて打ちて又子郎
わし様なりの者を君父にて在にしは澄身射ちわきれは

妻子をなけくくしけりくましけ日元三年三月しまゝ三郎と
ともにしくわかれて侍雅人清幸し能を捨て出家し一方
の大将俗の用るをいましめしけり日比のちかひをたてゝ人の是
従者呂清幸を訪ひけり兄弟三人〈今井今九郎六郎 今井祐山源元家之同〉く死
せしを今頸をかり武者を備たる直けるがゆゑなり清水神戸
ゑといふ父か身のゆかしとて陰しけるを橋河の国へ落けり
清見寺の住僧を頼みて世をのかれ十七年堀川殿に奉仕のつ
かへけるを見て世をいとひ清けり見ゝして末葉遁れける
堀川殿住く清人し住持の清と申しけり見人の是非
よりつ孫の末をかく清人の子なりし国中にさん渡るとや
ゆるし是を甲斐人をかねて子孫をとりしてかの人の陰清

ことし父か頭をいやよとして世のりの恭うたへさせてつとめ
つきとて堀川殿さりまいらせて其ゆのへ子孫こえし出家しのちえ
と仰らる清を大ゆきりしとかり候ことも又料物へは仏事
の為帰り申けり五かき仏道の是を見てまかせりゐやうし
し仏法奥のしらせり三ゐ出ろ侍る代後て帰ところ刀ま
いらせんとおもひしゆへてりとめけるくえ人皆まとなくら
ふりの見人の身まかりぬ仏事とおもひ是非を乗ふりせまり
又業河の居と合〈上総介殿の御舟の光堂殿のまうで〉辰のとし九月をとおもひけり
中りひけとおと縁まいらせ上総介殿とつかひて言ける
しるく大和国の御身ちかくめしつかはれ〈古唐の媚流て元日比の書より初る去頃に〉
つれ侍ともしかしゝとゆふ沢潟といふ年八郎大夫直と名付く十九

年の十月尾張に於て宮内村にして死去と云ふ（或ハ三百石の旗本にて仕へけり 三千石）
仕へし 慶長五年の秋関ヶ原の戦に出て山尾の地に住し同七年
上総国久留里の城を給ふ 二万石 初大番頭 同年 [illegible] まて [illegible] 品位
[illegible] 松平周防守 [illegible] 品川 [illegible] [illegible] 品川ハ [illegible]
しかハ男子とりふく品川ともいふ大番頭の母と同しく [illegible]
家の名を継ふへし 堀川殿とも云ふ [illegible] ハ [illegible] とい
ひし [illegible] 田記と [illegible] 大番頭か名字 [illegible] 大尾と名のる [illegible]
仰下されし [illegible] 大番頭の門母の [illegible] 大番頭か父の名字の [illegible]
されは大番頭かく [illegible] 大番頭か父の名字 [illegible]
（大番ハとけるきまり）[illegible] と一ツ [illegible] 名をは [illegible]
母と同しく [illegible] さしくる [illegible] 大番頭か父の名字
人 [illegible] と云ひもよふ [illegible] と辞しけれハ十六 [illegible] 子と
堀川殿の [illegible] 一位のつね [illegible] 中の [illegible]
[illegible] 一位のつねの子の神尾刑ア（部）少輔か
[illegible] 神尾備前守之 [illegible] 大番頭三千石
して [illegible] 十七年二月 [illegible] 年 [illegible] 男子三人 嫡男 [illegible] 八郎
次男 [illegible] 三男 [illegible] 年八郎 六歳にして

父に [illegible] 大御の [illegible] の [illegible] ハ [illegible]
[illegible] 二人の [illegible] 御旗本の [illegible] のふ [illegible]
[illegible] 大番頭の [illegible] 兵 [illegible] の記と [illegible]
[illegible] 大御番 [illegible] 一党 [illegible] 不審之
[illegible] 大番頭の [illegible] 大尾 [illegible] ハ [illegible] の
[illegible] 文 [illegible] 十九年 [illegible] 常に [illegible] 国 [illegible] の [illegible]
[illegible] 大 [illegible] 小 [illegible]
将軍家の御代 [illegible] 初 [illegible] 代の大名 [illegible] 流と
定まる [illegible] 少輔利直 [illegible] 寛永 [illegible]
多りれハ [illegible] 多く [illegible] 年 [illegible]
して [illegible] 寛永三年 壬 [illegible] 嫡男 [illegible]
利直二男右馬 [illegible] 右馬の [illegible] （右馬大 [illegible] 母ハ [illegible]）
（民部少輔大番頭 [illegible] 父 [illegible] 母の妹 [illegible] 利直か二男とり [illegible]） 三男 [illegible] 男子

三人あり教重父に継〈二万石〉宗重は石川を名乗〈二千石内五千石弟分田〉

頼重はもとより宗重にゆつられしか延宝七年八月十五日石川と

改めけるに父祖の時鉢寄して別のあとをおこしけれは統

遂ぬるは新に石川を名のる〈二千石〉父教重と続けたり

但馬守源勝重は故民部少輔友重の二男にて〈始石見と名のる〉

左大臣にしたかひ小笠原組の書院にあり寛永九年

十月三日小姓組の書院にあり同十八年十一月朔日御書院番

の組頭となり寛文九年十月廿七日小性組の番頭となり

明暦の頃は御側衆にて勤めし寛文二年二月大名の職となり

補せられ同五年十二月執政の職となりて石川加恩して一万石と加へ

から九年六月まで老中を勤め大浦の城を領し万石に及べり

延宝七年六月十九日卒す年七十三男子二人嫡子宗安

淡路守二男水野彦三郎某か組に比せられ同人から別に

とりて改重乃ち寛文元年十二月稲垣する寛文五年

十二月おほいに父の跡をつきぬ

屋代

屋代か祖源勝永ハ信濃国の源氏代々当国更級郡屋代ニ
住せて甲斐の武田大膳大夫晴信信濃へ出て多く侍を従へし後攻
ふの時ふしんて旗下の戦功をのかハ残 甲斐へ出陣と云ハ屋代ハ其後の事と云々
天正十年武田か家の滅亡時勝子の蔵へにしてより越後
の上杉景勝に属し本領の地をあ給ひて村上沙弥討死せし
信濃出の国人共或ハ上杉ニ或ハ北條ニ属せし時
本もより景勝に属しけれハ人々是を越後に移して越
後屋海野の城を守り明年ハ十一年の三月勝永海津を守て
おのか屋代の領に川中島の酒井左衛門尉忠次へ渡して此方に

来りへきよしをたのまれけれハ本領の更級郡安堵の事を約して
請ひ乞を左右ほかなり去年六月三日坂本に左京亮上杉かもうと此陣
に在せし時をのかつまゑを人質の為に越後にとゝめおきしかと
も遣さりけれハ勝永もやかて出て本の城を守らせしかハ其後にも
かく日を送りしかハ越後にも景勝の家臣とも一人か子の事と
の敗北して語りけるを聞て屋代か家をとられし勝永か
謀反のよしを告人ありて勝永に仰して海津の城をあけ越後にそ
出されし清野寺尾西條猪俣大室保科出の出人々に仰して
屋代か家人をとらへしかハ勝永又屋代を去て家康を頼て遠江にありと云 酒井左衛門尉
のへて是を以て二心なりし事と露見しけれハ此書を給
りて当座にうつし度々かうりて小牧の戦にも供して信濃
出て沼て子らか家康にうつし勝永も越て後屋代に 家康公二年更の
上杉中納言て遠江の本意を遂けるの時小笠原山家の諸大名の本下
知をうけて此後かり忍ふ三郎右京亮西川般若寺の守将と成て
海野の出陣に 附て其子の北条と本の関ケ原の役に
より当家に諸侯人来国来り諸侯人帳を見るに屋代か出る

ひろまりしをのちに高名にしては付諸浪人あまたありけるは山岸の古法也し也
大伊賀の古法をはかりてあはせ付られしはりしといへとも其身の事あり
浪人家来をりしけるにや　又此ところ土方三郎修して鉄中ら
よ任られ我に補任を入ありてつとめ左近と云又世に伝る所也と記せしに云
土方修て叙爵して鉄中らと成り土佐の家紀一時任浮大系
更大義宜か猿の検使として安房伊右衛門と成すして今福
の提を命に家をまかせ年十九年なりけるの跡に鉄中ら又と
成して二の柵をうちやかり其身の志多くうけられ候子息
土方下総守年廿で三代和泉守とよりる大将放し
浪速城ん八破ハ今て城中ちらして川とし入明運ハ元和元
年卯しちの戦くハ鉄中ら三郎修京の古旗を任らさ
とり土方三郎土佐又よき破二人と其身の志ともくさる
きしらくわり
此事は誤り土佐の家伝文の下に三代土三郎同所
にりと云ありけりし土佐安房伝守塩

諸浪人家困ありてあまたありけり付古旗をかりと承まつる　万治二年
鉄中ら云へし土方下総守もりやいそき評定ありと云ふ
土方叙爵して鉄中らと任して土佐しけるさ寛永十九
年二月ら家僕十余見候の家督人と仰きて此家も
古浪人絶て
土方あはせ年六月伊予をめく家僕其家見候の
家百人とつもる　百人組の　寛文二年四月十日にて六年九月まて
して辛苦て其男土佐三郎とともに長子世しちをかへゐ弓を
ほく実は別人家年十二郎一つ玉か忠之寛文二年五月十
八日叙爵し鉄中ら小任をて
今は此ところ安房の国北條の地一万石
いまた知られ候もの以ゆありや

丹羽

勘助源氏次ハ足利泰氏の六男一色宮内卿公深法師其源の
末裔ニ之三源ノ五代の孫平三郎氏明初て尾張ニ出丹羽郡
ニ住く丹羽と名乗氏明四代の孫和泉守氏清折戸の城を
築き住ける其子新五氏光東尾の城ニ住る氏光の孫若狭守
氏清初て岩崎城を築く其子ニ孫右近大夫氏勝か時ニ
至く織田信長ニ属せて勘助氏次ハ氏勝か嫡男也信長逝去
一統小牧長久手の役といふ知多ハ氏次信雄ニ仕ふ
小牧の三年十二年にてのことりて小牧表の勘氏ニ
ヲ申ると云く池田勝入か十二年の春小牧表

か頭にと軍勢を池田勝入氏次と云く池田紀伊守
勝の城ハ尾張三河の境にして要害の所なれハ池田勝入
ありへしと仰られハ氏次の城を守へし池田か今に
勘介助氏令て軍勢つかまつりてと氏勝ハ小牧山の本陣ニ
在けるか同しく池田紀伊守か陣ニ氏次か弟氏重
勝の城をせむ多勢にて氏勝か家ハ直ちに城を攻
氏次ハ城を守り本陣ニ在りけれハ池田勝入の先陣に出
急ニ池田以下勝の多勢にてせめて池田父子を初として
おかくの敵討ましけれハ同しく六月中旬の城をも取り城を
まもりて氏のものなり底ハ小牧の本陣ニありて氏次ニ
とし以小牧表の仕く候ふ事出来て其後以十年同しく十八年

信雄の流をも出られし徳人徳川殿にて之弟義直出られし
時に其家出られし所の紀伊家と称し関ヶ原の戦にも海道より
向ひて徳川殿の先陣をもしむ ころしの文を届出候條の記を
給ふ所の時迄八万石を二年二もの年中二月の朔にて卒せ
ニ子勘介氏信父に続大坂の陣に出られ此時出羽守頼成
と同しく三万石に加増し城を授られ同年紀一しく
信成とあり大和路より向ひて戦明るく戦ひ明れハ家へ帰る
の戦ひに先を十九と申して時に寛永の初の中に信成書の記し
多年紀州にて式部少輔に任氏
徳成の二代と出羽守式部少輔に任ありと寛永十五年其子紀伊の吉田の城を給て寛永の日記
に付て式部少輔と任し出羽守を継ける家督の年月日を知れし
其子信成寛永九年家督を嗣ぎ出羽守に任し書の
時に年月日とかく同き十五年三河国吉田の城を給る二万石 其子式部少輔
父につき 信成卒せし年月をも詳には知らず 明暦三年四月十六日卒せし男
信久か其子式部少輔氏純継 寛文三年十月朔日卒す八十二
しをもしてニ子勘介氏尾張を継く 延宝五年

山口

此里ハ多々良氏の先祖として百済国より出て百済国王
東明八代の孫王餘璋王の王子琳聖太子の礼とさけて
本朝推古天皇十九年にわたりて周防国佐波郡鞠生の
浦多々良の浜に着けり（此王子来朝して周防の国佐波郡の浦に着、今の日明山興隆寺の新編纂図にあるところ、今の多々良浜は西垣とも同じく）
地これを名づけて王子廿代の後胤つきて西垣といふ（王子より年て三年と経るあいだの年月なり）
鈴鹿姫のもとに通ひ先祖来るといへる地の名
なり多々良朝臣の姓を給ひこれより大内と名のる 御注
（新撰姓氏録に多々良公の条の王子利之年より弘世にいたり今の多々良利令の年在と読み天皇の御ありしと多々良と名づくといふものにて）
正恒十七代の後胤左京大夫義弘周防の国

山口に住し其の名を初めての国にもちひ長く明徳の乱に
足利殿に参り戦功ありしかバ鎮将として和泉紀伊
両の国を給ひ六ヶ国の守護として天下双なき武将義弘か
まつさき左京大夫盛見（義弘の弟）盛見が男二人あり兄ハ政弘大夫持世
弟ハ周防権介教弘持世嫡子なけれバ家を継ぐ其代の孫
三位左京大夫義隆の時家人陶尾張守晴賢が為に亡されぬ
大内の嫡流絶て周防権介教弘持世持世の嫡世卒して
後に法泉寺とけなりし時足にて代りて西に渡りて元の三
年持盛が孫孫太郎法世尼にて法師となりて尾張の国
党智郡早瀬の辺に来り住して後男子をもうけ二人
の男子を継ぎ嫡子政弘進盛幸四代の先祖住せし地の

名残〳〵山口をも去りける晴久年の頃尾張守晴賢
元就は吉田の郡山の城に晴久の父 晴久とも詮久とも云 晴久として吉田
へ向ひけり二万余騎にて郡山の城に押寄けれとも吉田の城を
終に攻落さす其の後大内義隆の加勢として吉田を出て星野
城を攻ける然るに吉田の城を数度討負て出雲へ帰る
其の後天文十二年に大内義隆出雲国へ打入富田の城を取巻
ける大内方の陶尾張守晴賢 事の次第は陶晴賢別記にあり 晴久の城を
さして富田の城の大手へ押寄攻けれとも晴久の備堅固にて
防戦しけれは大内勢終に富田を引退く其の中に佐久間
尾張守晴賢も打負けて富田の城を出て星野の奥へ
落行ける其の後三万余騎の大軍にて攻けれとも晴久は
晴久つよく防ぎ大内勢は遂に大敗して退く
されは吉田の城も安芸の国も毛利の手に入りける
と聞し程に其の後晴久の子義久は富田の城を守りて
長次郎晴政なと毛利元就の備を破り勝久は出雲の国にて
元就の城を攻落して安芸の国へ押寄せしかは元春も吉川
十日余りの籠城の後富田の城を明渡して尼子の一族悉く
みな討死しけれは三万余人勝久は毛利に降参して
日頃の恩を忘れ晴政は山口へ逃れて城中より出て
攻寄佐久間山口の城中より切て出て吉川の陣を破り
ほとんと一家は色々の城をせめしかとも日頃の恩に
報いんとして一族のこらす討死して勝久晴政

一方とハ尼崎の城をかこみけり西播磨ハ尾浜の出城江の城
をとりまきけり村重か手の城をとりかこミけれハ正勝小西行長の
御手にハ摂津の国の安部二人をつけ荒木与十郎
と同く城をせめけり荒木思ひし瀧川左近将監九鬼大隅守嘉隆
と諸大名ハ山口の浜をせめけり紫父子佐久間父子を
打たせ兵をおもひつめ羽柴筑前の此方ハ多勢ニ而有
政の母上は城ハ早あかりたまへ一ゝ流ハ入ゝたちまち此方の
まへ渡し村重政ハ母子の思ひとおもひ心の内を申し
此方ハ多勢の人数ハ母上の命ハたすかりたまふへくハ云ひ渡し
御使者さしつかハしけるを母子ハ心へ給はれハ村重ハ是をきゝ
村重佐久間父子ニ二色をたのミ此方へハ母を渡し候よし

さしもの人ゝ母をたのミける人ゝもさ[illegible]ハ日比の
御恩をわすれしかハ似たるさまハ古人の中にも是もなき事
二つなき人ゝとて内証しまいらせ候へ村重政ハ[illegible]人を
つかハし身をまかせて母をまいらせたまへと[illegible]給ふ所へ
不孝の子となりたる不忠の人とゝもに世の人の口にかゝり
追者とて瀧川九鬼を先として此のほかの者をあつめ
しとおもひしに山口の城攻をせめて持たやすく落
の城を押寄て村重政ハ籠城しけれハ両人の此方ハ思ひし
者共を攻めて海上より九鬼と名船数十艘にて大河の河
口の一の船の村重政思ひし村重ハ兵をはしおとしける所へ
さいなくて付く敵の船を見あらはしてうけ出し(?)ておいてう

多船二艘ニきしかゝり所に川風はけしく吹て思ひの外
う川ときりの中にたちまち船覆して吹流されハ船ハ船ともし
のりもせて陸へ上りしかハけ数て城中へ切て出川村伊
豆守義政とさきとして山名の家臣も数百人と合せて攻来
きハ氏清もたえかね川辺にて細川殿ゆ多年ハ命にて給く氏清
と名され時ニ刑部少輔と云氏清かく討死し給へく屋く其心を改め今
又運院殿ゆき給ふより年感し給ふ事不斜小馬とそ給ふ
りけ後世諸事す意して氏清細川殿とつゝくより家長
六年秘密して但馬より征し時ハ満幸ハ但馬守其年久の紀伊
ひ前又大浦の江とりて小太郎のまを無二門さかれ年
何人の城をとらく実恵法てこれさとりしかハ十六年三月十日
この貴と討ハ為討死と加賀介と十八年正月八日忽に罪なくして悔
て不服ことく収公せらる　武蔵守入道義将も一族なり中務
少輔も氏政を討ふとし云云不審
業氏と聞たりしあ大内殿の陣より大津口の書の形石川まて来り康通の娘
と契りて子なと年但馬守氏政の嫡男伊豆守氏家の嫡子安芸守康通の息
男を渡し申しなからりまかく日比当所領の所見よりかくれたりけり
今但馬守殿石川の息男の婿とりかく職をおめゆかれしまよとありし
りしかハしもの余さとて所領を遣はされ
大内殿の仰くゆるやらん世を継ぎ御はかりに諸給し行されけりしかれ
同さし十九日氏政二封の書を記して罪なきよし申と中務しりとて出か
しかりしかハ武蔵国大勢の給く楽みて明徳ハ十九年
の冬にも又後の家督を氏政に譲り父子郡中へ入て在京して海道
を北上り箱根の関をこして在鎌倉し川辺へしく又山名さし
くる様にて和睦ありしかともしとも散々ニ首をうち明る元和
元年の夏いくさ始りし郡中へ入り父子けが大事母とも山名

より悪心のおこり 堀主水[illegible]を[illegible]河内[illegible]
命に及[illegible]月六日の[illegible]に[illegible] [illegible]
[illegible]切[illegible]し[illegible]死し
[illegible] [illegible]明成[illegible]明成[illegible]
この年[illegible]の[illegible]死[illegible]の[illegible]
[illegible]死[illegible]して[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]明成[illegible]
[illegible]
[illegible]死[illegible]
[illegible]明成[illegible]
[illegible]月日と[illegible]死して[illegible]二人の男子[illegible]と云
又[illegible]明成[illegible]死[illegible] 加藤明成
[illegible]
明成[illegible]
[illegible]の男[illegible]
[illegible]明成[illegible]
[illegible]
[illegible]加藤[illegible]
[illegible]
[illegible]寛永十三年十月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]又明成か
年[illegible]寛永[illegible]年 明成か二男
[illegible]
明友[illegible]父[illegible]の[illegible]
[illegible]九年[illegible] [illegible]
明友[illegible]
[illegible]
[illegible]明友[illegible]
[illegible]近江国の水口の城を[illegible]
年を[illegible]加藤と[illegible] 水口の城主と云 寛文[illegible]年[illegible]
[illegible]延宝九年九月[illegible]

嫡男長臣命し年賀不足迷惑仕候ニ付而任之

加々爪

甲斐国の産其先ハ上杉修理大夫朝定の後流式部大輔忠
澄か男也初朝定の孫朝　當所庭に作く
中務大輔政尚後政定中りにつきて今川氏大備に従政
り為し居置し後浜のあたりに命し給ひて加々爪と
名付られ其子忠澄又家康公定並に山名庄新地に居子
孫先を候ひし御当事政尚を召して申付ル上年徳川殿遠江
ありて入るはわさ政尚を初めて来方を条しられ前段に中
多くの者を御当所政尚尾張の出せ勝の事をしてゐる申し出
尾の御使を頼み出づ近くめし候ひ給ふ其子民部大輔忠澄
寺也の年中御所の大樹御弟の御事御前にて之を勤し御簾寺を務

主計と名のる　大坂の陣の時御使番となり紀伊にて
其のち御書院番に列し御目付となり　寛永
十年二月十六日大目付となる　同十七年六月十二日職免され
其明年八十八年五月十日にして卒す　法名九……　出羽守となる
寛永八年叙爵し同年八月御小性組の組頭となり
十年二月同じ書院番の組頭となり　承応二年十二月
十九日御書院番の頭より兼ねて万治二年九月十二日大番の
頭にうつる　寛文元年十二月九日寺社奉行職に補せられ
其（計一万石となる）同八年十二月十六日加増有て二千石　十年十二月
十二日御老中となりて職を辞されて隠居の
後御免ありて　延宝七年六月十八日卒す　法名

出羽守となりし事は十二年八月評定所の御用をつとめ
松平周防守に属して御役の者に見えし其の家の方
ちかく伺ひ出し事にて申上し出羽守殿方の事にや
うち続きて加増ありしに御役にも遣され出羽守評定の
ひより度々うち続き加増ありしに不敷のつみなれ
りにしも其年来の事の方御加増ありし事にてかし
しかし隠居し　嫡男信濃守忠備は二歳にして万治三年十二月
十四日卒す　次男石見守嗣として法名忠清実は
石川播磨守の二男也　叙爵して出羽守となる　一万石

北條

豊後守平氏親ハ北條左京大夫氏康の四男左京大夫氏政の弟先祖新九郎長氏伊豆國より起る　北條家の系図ニ見へ不

[illegible]新九郎[illegible]伊勢備中守[illegible]利殿の[illegible]北條[illegible]新九郎と名の[illegible]長氏永正十六年八月十五日[illegible]

[illegible]天文二十七年[illegible]長氏八年[illegible]

[illegible]

嫡男氏綱[illegible]北條新九郎と[illegible]伊勢の[illegible]

[illegible]小田原[illegible]新編[illegible]

[illegible]祖父氏綱父氏康兄氏政

[illegible]関東八ヶ國武威東海[illegible]

[illegible]

[illegible]小田原[illegible]西[illegible]東海[illegible]

[illegible]北條[illegible]東の國[illegible]

[illegible]氏政[illegible]左京大夫氏直[illegible]

[illegible]氏政[illegible]

けれ共年比は細川殿の筆つゐてまゐらす治世ハ関白も
さほどなきやうに逆徒の罪をも知すして大かたいまの
御代のありさま近付の身のみならずさしもれハ細川殿よりき
りえんも知りて関白の命をけかしてこのたび十六
年かほと小笠原の後ち知りて参らせ陰陽氏綱を定
まかり細川殿よりも松永式部大輔康政付して参らせらる
形にて氏政上洛ありてさしもを宣ひ給ひて二十年と定て年
月を送りけりの逆乱出来なれハ関白大かたいかゝりける
十八年の春より天下の軍勢を催し東海東山山陰より
おしよせて治めて氏政父子一族郡従と定めて大
くの城ともりて公儀に与し陰陽氏綱浮世の憂恵山の城まて

こもりつゝ治世の城ともことくく攻落させ給ひて今ハ山崎京
の城のこし残りて氏綱に〔?〕からかつゝ恵山をつかて〔?〕給ひされ
ともけ本のまゝも上方の大名も人〳〵山崎内府の軍勢を合く
る方より人〳〵まつての所々せめりて逆徒とみることをめ
日よそ度とさ関白の後を承細川殿の末の人〳〵小笠原弁後
ら出陣とおしく此城を治め給ひての人〳〵の軍をさせと
天下小笠原上方の人〳〵の云ふは城ともうちなりといふ
つゝも身を男し人〳〵すゝまん攻戦ひ傾て味方なれハ
父子治めうち死をとけて此城ゐんする十ましくとも
細川殿氏綱の跡を出陣と定めて摂関八州の城ことく
うちおとされ皆たちまち恵山の城のこりてかくされとも氏綱

の名参城に双年しと云ひつへし爰に太田十郎氏房兼帯の
其の中羽柴下総守雄利を頼て東西の和睦ありたしと乃
扱ひにより関白殿内意有しかは
それより…しりけり
とて氏直ハ城一つ宛て申さて早死を決せと
らりとも小田原の城ちりぬ上ハ一命を捨へき旨申に其城とて
小田原の城に入氏政父子ゟ所々の諸将をめしよせらるへしと
仰出さる又氏政父子書を送りて其城を命しよりの諸将を暴き
もとすへきよしを申越ける氏直ハ上ハ之ミ城とハ滝川殿の仰
ふ人内府ニ此段を催促すとし滝川殿の御扱にて東西和睦
の事を議しを此下氏直より命を頼て徳川殿ゟ武蔵之
上ふて氏政父子を申さり惣ての事のしりけれハ東西の人
皆相話し彼是法宗に此へしと仰ける氏直ハ恨み深く

りけ教書を遣はさる七月六日卯の一點に隈より小
田原の城に入城中にハ太田十郎氏房申を受て一つとつく氏
政父子の心ちよく退城の事を申す氏直父の命に従ひ
随とるて同じき七月六日卯の刻に城をおりて小田原の陣
来たるりけれハ氏直の謀を認めずしてこにつく氏直ハ死を
まぬかれけり氏政氏照ハ今月漣の恩に氏照とハ誅せらるへき
よしさしきり同しき十日関白の御使氏政の許に来り向
に自害のよしを述ふ氏直力及ばず氏政の介錯して
久しきかたくおの〳〵自害せんとする所を諫め其外を
乗たれしかハ死をゆるしてとえ関白殿も氏直を年捨て
しもて上原せしより天正しは〳〵入り高野山の城をも

宛くるる東西和睦の事となり氏政を死をたすくるへきとせ
し留しのわけを感してもとに御赦免ありしかるへくの旨
十二月氏直の陣へくるゝ北山に登る中にその氏直大
坂とらえ而さて高野に退き明年の春関白殿より大坂へ
召れ小田原の老と召れし程なく領知せしむ出羽の代
かりける任として御出入りけりと文禄元年十一月に病疾にて
とられて三十一才にして死しけり 小笠原氏記 創業記 家忠日記 寛永記 など見えし関白殿
徳川殿氏政父子讒言の書翰ありしはうらき人の申渡せしけるとて
此家の元にしたかひて後は往時いかりきれて遠変の事ありけるとて
なり中にましけりけるとく家老の奉行となりけるとて又氏直
も嘉数されけりしとふ人も川氏記の事といひかねけりいかにしこ
りなれいはく 其後菊田度氏記とめしけるが河内の国にして
記にしるされ 今の氏直は河内の佐山一万
石の領を給る家光しりいけし也 氏規か男氏盛男は八人
嫡男ハ美濃守氏信二男熊也早世し三男太郎兵衛氏
利四男氏紹大橋氏寛となる五男采女正氏治
卯氏宗と倶にうち氏宗子なりしか続く太郎兵衛氏利か
子と世継まて浮男弓氏治其子又兵衛氏綱

秋元

但馬守泰朝ハ越中守長朝ヵ男也（長朝ハ又蔵人頭とも云ふ 天正十年二月十二日卒 [illegible]）
累代の上杉家臣
の家臣上杉の家人ニ子孫秋元出雲守武蔵国深谷之人
の所見之ある後の北条家と最東ニ振りしかり是より
上杉も北条ニ属ひ天正十八年の春実ニ房北条と戦ふ
一 附泰朝ヵ父越中守長朝ニ従て小田原の後ニ公事ヵ
北条滅ニ後頼りし国て当酒川殿ニ参りし武蔵国と
御座所ニ定まりてさ出る所ハ其伊豆紀ハ備出殺也まく

越中守長朝と云しは出羽人と云ふ天正十八年の秋奥
の上杉中納言景勝と北条氏の時ニ向ひしく上方と又一所ニ
其紀ヵ酒川殿之ハ同上方ニ向ひ多人ニハ上杉ニ付ニ
参らハ一揆景勝と北条ニ付云ハ上方の其勢攻めけり
多人けすいかにかうへきよしにて由良佐渡守を西浦ニ上杉
ヵ家老直江山城守兼続ヵ許ニ越中守長朝と使として
云ひ送りとしかハ兼続ハ其臣白川の実より付方ニ
与力ことすへし酒川殿ホニの御ニ上方の敵とみえしきまへ
返答す又長朝由渡として景勝ヵ許ニ到りて付候と深
前の其大江越後副使として来たれ是兼続と大に向ひし作
の旨を述て景勝好く飯もり他の事と説く酒川殿ニ人参

しゝ玉ひちすちしなりて御名を家光公と称し奉る大猷院の御

おなしく御代も長く智徳ゆたかに来りけれハ御治世年の

御政を御しるしたまひしとそ寛永廿年に大樹ゝ参議となり

大御所と申し奉りし松平右大臣家光公の御子

御名を大猷院殿と申奉る御墓所ハ日光山の御社家にて

と申奉る家綱と申しなりけるとそ申し

寛永十八年二月に甲斐國谷村の城を領し一万八千石

三代の君の三男にて同き十九年十月に寛文元年に

年に館林の城を給ハり明暦三年二月十五日に八万

ゆるし御子家綱にハ御弟にて御養子御継嗣寛八

二四世綱吉公の御弟年九月に御継の御位を万

治三年二月に御譲りにて寛文元年二月に

清ゝ延宝六年十二月に参議の御事をもて

稲葉

内匠頭入道一鉄者正成之傍係の河野か末葉に信長公に属し又云通
か子実ハ林摂津守か孫揔兵衛尉か男之 正の系図かくのことくにして林とし住和泉氏之と云
かり稲葉の系図ハ別にくハしからすハ略しぬ ○世に伝ふる所ハ一鉄
稲葉の庶流と林とハかわり織田家の先祖林佐渡守通勝林の嫡流也摂
斎藤利三か正成ハ元庶流かり正成ハ一鉄の跡を継てしめ其国の新庄山城守道之か
ら剛の城を守り織田家につかふと云 正の系図ハしるしをかれ
とも今ハ詳ならす
くつ従り されハ

正の先とかの人に父か仮名をしてハ信長の侍より閑か其の事に秀秋

随く
筑前の内方之 正木日紀通かと云う所に けとう 堀村城
かうやうかく
尋常秀秋の内方なり すくれ
くりくけに入あかし秀秋の内方也ハそれより
尋常書を得た
そうし秀秋の内方也ハ そめり此の門に付くハし と云へ
くり 通かの後不言 秀秋卒して嗣なし ことしての八正成内の人と

かれ内匠頭入道一鉄か女をもて妻とす 一万石を領しけ ○一万石
秀秋の死後正成ハ 本多佐渡守とさける 入道して
大坂の人まて勤しけるか丹七ありて故のち鉄斎の事につかへ
く鉄斎の家門の城を守りて 高勝ともに ○けとふる 世かたり
御や ちか
て見る 正成ハ一家の新庄内蔵助利三の娘を妻として斎藤
内蔵助
ち正勝本ても年く 家にしめ信長公に属して通り姫りことくく男子三
人をまうけ斎藤かおくれ利三の娘ともに
し利三ハ斎藤の得人 ○かく明智日向守の家の子なり光秀うちに付
て 女子三人 父かうち死し内方にけのこり彼をせ
ちかふす男子三人
その母をとむらひ 新ていかなる所をめてかくれけるに付て 付て
かれはち表日の為に
のち将軍家の若君竹千代殿の御乳母となりて其子丹後守
正勝ハ年少の時より若君にめしつかはる のち常陸の国柳の
城を給ふと云
内匠頭入道ハ正成しめし通すれハ本郷の宿にて家の跡を給ふ ○二万石 正成
鉄斎かのちしかは内室の死と云へは何もむ父ニく男子一人とする事にけて将軍家
ふのめし久かしこそ鉄斎のちに其あと男子つかハしゝめ家を正勝

これ之正成は家人と合川して後山内に居ける時味とともに久しく男子をまふけて稲佐
正成と云ふ成人の後めしかゝへられ久しく大奥に入て春日局となりて
めされて江戸へ下り今の世に母君の権勢 丹後守正勝若年の比より
よりて将軍家の御覚え浅からず父正成卒せし後父の家の跡を
も命せられ大網殿将軍家宣旨ありし事の
将軍家に居る老の職に加はりて大相国に葬し時より将軍家に
御代となりし時寛永九年七月領分肥後の
大猷院殿の御時流罪の時正勝は肥後の
城に取の時は十一年山内家の城を請取 八万五千石を加へ今の
同十二年正月三十八才にて卒し嫡子
正則千代丸といひし時 ...
はじめ寛永二年城わたし ...

かくもるにいたりても幼き御もるに 千代丸成人して正則
年々の忠勤をはけみしかは
と名のり美濃守と任し明暦三年九月廿八日老中の職
に加はり同十二年十二月廿七日 寛文元年十二月
御加増同二年二月八日二万石の地を加へ給ふ一万石延宝八
年正月十三日二万石加へ給ふ一万石 嫡子丹後守義雅次男正往
にて正吾男女の子供多し

堀田

加賀守紀正盛ハ武内の大臣二十五代の孫尾張守元高ヵ後
胤也元高ヵ子尾張守正重尾張の国津島ニ住ス其孫加
賀守正道ヵ時ニ至て織田信長ニ属ス正道ヵ子
勘左衛門尉正貞ヵ子善右衛門尉正利 加賀守正盛ヵ父也
正利はしめ金吾中納言秀秋ニ仕ふ 勘左衛門と称す 稲葉
佐渡守正成ヵ娘を妻とし正盛今の名をあらため付正利か私
しくかし出を命てのち佐渡守正成ヵ妻春日局ヵ中嫁
よりさ正利正盛と共に大猷院の前にて是を
となる大猷の今御代のみ年人にして正盛を召し

せしより常に其書を知しいまゝに 傍注 又此後書し
給されけり其子加賀守正盛ハとけのもとにて左近に
任す是を家臣となし給ふ元和九年十二月十六
日より始して御前に召て紀伊守にして御小姓 正盛ヵ母ハ春
日のつねにみしよりしハ御身にて佐渡守正盛ヵ所望の寛永六年
二月にして正盛ヵ父正利死年五十九歳之 其後にも又
身をかくしてふかくなりけれハ程たる人ともに 子息正盛ヵ
とる家の事にしかとのりて 同八年五月
十一日正盛ハ出頭組の書院ニて 加判の年寄の仕事
の職を勤む 其後十二年十二月武蔵国
河越の城を給ふ 三万五千石 同十五年三月信濃国松本
の城を給ふ 十万石 同十九年正月

国立公文書館
National Archives of Japan

廿日下総国佐倉の城にて御加増ありて十万石 京都あて条を下されて廿日
大老不慮薨去しけるか しかれハ廿日正俊勝に殉死して
年頃十六人ありて嫡男上野介正仲二男藤
堀田正虎に安堵ありて其子共ありて甘楽の備前安家として三男大
膳亮 正高 堀田家より 三男右京亮 正虎 殉死を弔して 又大馬助殿
山城守より其子十三万石のうち分知 正英と云ふ
正高と云ふ 世に[illegible]
紀と云ふ 其子 甘楽の男共も皆ちら[illegible] 大学頭
大馬助 正虎は 右京亮に加へ 二万石之年十月八日 下野の国の
書を上げ 身のいたれとも申さく [illegible] 佐倉の城に
入こもりて 御教書の大いなる御代の幼稚の者 世を去る
一家年十六年補佐等の人 其道を以て天下の人民

ましくし所業し 幕下の修ましくくに当国に
立入らすて思慮て わたし 京都に越そらへ 一品
の又より 御所の稲葉て りつく 申すに 人わく 先祖の料
とし 大人合に正休の仕置 当家の城代とし くく 返し
かそあの旨にて 佐倉に正之を 正休と上下さし
ハり 御朱印て けり 堀田正俊 正之 筑前守として 稲葉の人く 金銭
めとつにされ ハけ御教書の ことに下ハこれ 稲葉の 佐倉の
状によりて 倒り 又正之正休 ハりとく上下とこれとこれ を
云ひ 佐倉上野介の下々とらくりかへりしへ くやし さうか
知とらハ 正之頭 正之に 正休のいさめ下に 一あはれと 申され
とも 若年寄の かのかいふそし みなとも はれ 君とて それ申 一ハ
いそれ乱とそ 中まりく ことのさいか し 正休 正休か 下さ
うりハ 下に 物のくハ 後のを かふる 正之 頭まかさりて 正休 御加増
り 嫡男と 身しりくれと 人より いかのある ことて いそ 物語く れく とさ
このうへ下に りハり上ハ 佐倉 御かせし 事あり くくる 御加増
り 嫡男とれハ いかり わり 居て 御せ 一度二度ハ 年とりなさめ ことさ

ところへきたりて流く従臣ハかれを相見ことかなしくさき天命なし
参ふ人〳〵命をもうしなへりおりかれハこれ従臣なき
かうハりの諸書をかへりし所々の織紙とく〳〵返しかへしけりすの
主君を又ほか書の事かはしかして名残れなきこて召へけりすの
うしとてのきさせしまさしとかたりてきよふかにてかはめ
しをしかもいくはへきとれけ身のいと命をもやさしくほしいまゝ
おのゝ御とけりゆくかいかくれたる人きたりけ而たけりとも甚
而ゆるえ上と蔵しあらはさけりなる逢り似くなり西隣のつねの
知りけ加たる年ゆえ人事いたる身いつかなる一つのことりいかにも
さ川ア蔵科く而るにるへくやゆり人方かなたるゝのちしも給はるハ
かなりて西隣ニ在るはいはれ代といふおもいてかなしきこえ
八いかるつしとも出りしかえめらるゝ事御給のうちいかにあるを
きも一而そ西之跡居とそゝしめともしてつきのやくにこまつふかき
おもへ入とりりてふしきされぬのいかゝともしりけなりとく
みけれ八けゆへなる年ありて中ニて安居射て同前安藤信金
ことまうし入の源にしと称しき
の御とゆきるへく西之西秋の名その小諸中たりし知行ぬ
さりなりトにて織きい竃く居住る人にハ諸中さりし不法種
り達し難しかくハ今年八中務大輔安居備中守

西隣やよりの而氏の地なりしかとも天竃居ゆへくや
ゆとえいしかいさふハこく西隣の而氏ならやといふ新たる
同きナりける西隣の而氏作云をふまして中務大輔安居
然りておのゝ何流回順同の織き跡く西隣の是常力西織
別りく儒来を編し研究文八年十二月家叙爵して安右
ちりしかる西隣すし寛文十二年九月十日酒井河内守忠
来りく跡に是く其後ゆりきへ川かりしこれハ中務大輔安居播
広西額氏と編て物りしかとさ延宝五年の是西隣もそり
り其後の西とかりく跡きの御り日山殿而ホへ来跡し
然書そこみへく将軍家石の不法従士の事といのりけ年
将来脚ゆりしか河内守忠ゆりすりりの急ありと承とかめゆり

文安元年正職し給ひしくなりて卒しける二人相つゝく出雲
ありしと名のり西洞院といふ所の園へうつされし松平伊勢守源
六年し長子次郎弾正忠殿へ[illegible]同五年正月十八日
石見守御所へ参りしも西洞院殿へ[illegible]けりしと伝へて
ふかく[illegible]つけき故人[illegible]へ文のこして同しく月の廿日薨
力をそへ[illegible]けるに[illegible]てたまはりて死去年[illegible]
備中守紀正信が[illegible]西[illegible]が三男弥三郎紀頼長は同じく
子として石見守の御使として清七郎[illegible]
日のつゐ[illegible]年より[illegible]の[illegible]の下にて[illegible]て文[illegible]
[illegible]一万三千石をたまはり万治三年二月十日[illegible]
の事をつかさどりて寛文七年六月より上野国安中の地を

頼[illegible]同き十年二月廿三日[illegible]元の職より補せらる
延宝六年十二月朔日御加増同七年四月十日
備後の職しりぞき[illegible][illegible]
[illegible]て卒す

太田

備中守源資宗ハ源三位入道頼政の嫡男伊豆守仲綱か
六代の孫太田摂津守資国か末葉也 資国ハいまく資綱か父なり 摂津守丹波の住人にて太田と号す
丹波ゟ頼政の曽孫へと年をかさね 丹波国五个の庄を領す 子資宗
は太田の郷に住して太田を名のりしに 太田にすみて丹波ゟ太田郷
ゆへに太田の郷ハ永享 ゆかりあり 永享元年にハ太田備中守資清武州
郷へ移り太田にの内に住して太田と名のりし 累代太田の氏の地なり
ゟりしかの子代にして太田の地に移りし
こふ仍て頼朝郷にて 不審
資清入道道真ハ扇谷上杉の家老として武
蔵の国にゆかりて河越の庄に住し 子孫繁昌す 生所の説ハ当時
けん人のまことしからと云又ハ住して江戸
の城にけん人とも築しとなりと 其子左衛門大夫持資入道道灌
永享元年
資長との父 同出羽守品川の館にゆかり豊嶋の郡江戸の

城を築く 持資 永享元年資長十五歳の時江戸の城を築くとも云 あるハ康正二年のことやとも云 遠江ニ住す
当り詳なり 江戸城ハ の記ハ
文明年中にしるされり 其子六郎左衛門資康
こゝに住して 今の平河山法恩寺これなり 其子源六郎康
資父と共に 武蔵入道 永禄の初北条にて安房の里
見と戦く 国を領して 天正九年十月卒す
ありしこともなく死しけり
此とき太田の家は資政入道三楽ハ 左灌四代の嫡流にして源六郎
康資入道と 武蔵の国に住したる 太田の家の系図と
武蔵に居て 左灌の子孫にて 太田の家の系図にもあるに 太田安房守と
なりしに そのころ 安房の...
其ハ 武蔵の国に 太田の嫡流にして 系図にもみえす
左灌とも その系図にもあらす 安房守の子孫のふり
...
...
新六郎 重政父に死して後 つくしかゝ 資政入道三楽と 其子

思しき天正八年没す姉くいの御父ハ佐竹より参りつゝくハ天正十八年中條存せし

し後初て酒井殿へつゝく明ハ十九年実の御作より後し

又孫之年肥前国名護屋にて御見なし候て松平大隅守

し居しく江戸にてより慶長五年関ケ原の合戦の時

備前の御落し同き十五年に死去　されとも天正十八年寛永…附武庵か

娘新六郎か妹かゝちのつれ年十三のとしやつくしおは御側に

さかりにて元しく御はもとゝきてこれ御娘つくとすかく奥の伊達

政宗の男たちに御はもとして江戸の中にかられ

かくしかハかゝちのつれなりしかへの出生としまいらす

又人…しかハ御はましかく慶長十三年の御本條か

かゝ御娘の御娘とつれの者とかくありし　大家にゆかりあき

元和二年二月中納言利房にとりのつれの者とさしかくされハ武

庵か元を利房仁の御本妻とし申しけるも大御所か…

かゝちのつれなりしかへの…利房仁の御娘と…

まちにかくの御娘としく…

これも娘…中としも…寛永十二年六月兄御前濃金扇谷

つかの孫舍とゝ英勝寺しまし又利房仁の御娘と申しかく繁

し年かせりの守の佐竹藏とのなかりれハかゝしき十三年…

あしかり本年二月…の御後に南の地二万石とりの年に…十八

年のかゝり兄御前の病かりくとすは…

かとかく…しかハ…の御伯父…

甚子資宗に父より…上総の中内山常宗…

なり慶長十七年の又住…つれにま…大殿前後の宗…

あさかハ元和元年正月朔日…

の御附本條御…寛永九年…

…しく…十三年…

…事と…

…速…資宗…慶長十七年の又と下総加頼

より忍りにおかりし…寛永十二年八月九日上総

…山川の地と申し…同き十二年の…肥前…

東の職従たいらかさし後資宗出家して法名を□□□□といふ
かくして三河国西尾の城とて領地おかれ職事急くして出家
ゆるされ御参のときの事ともあり又数度の事をゑらみ十八年
天下の大名の並国とかまへし資宗は年を考る正保
二年正月まて老の国領地の城を修り領地資宗よりたまはく
ふかきよしは寛文十二年七月十九日逝去ましく給ひけり
道形と号す　資宗世をつかふ風雅の道をこのみしかは御歌も
ゆるされしと申し伝へたり
初めわかちまはりし事ていか□ふと申されしところに名を
ゆるされ世にもちひられたく□大かねの御家にと申しけるに
後西院の御宇大納言殿は後江の御浦にて御膳をもしけきさせ
し給ひ二人の大納言は御代殿のちかき大臣従殿後大臣と申しける
ため大臣家のなかに御子の御師をも御代の御くにの御おかけ
ゆまし御ひかりけれはあいともしくの御ところ□□
おもしろきなかきもはしけるしはちかくしたりけれとは
かならすしも世の中にいはれしくの御子とて申ししかれは
御夢にたいへはとかくしのつかさをかけしかは御世つきの御乱
さりなからつゝしく武士のしきあつかひなしてとかく御く
母君日のつかひとて申しは御賀見の光義かおとこそ奈良國原御とて
けしとてふかく神にのみ申しきつくおもひつゝ御つかへ
いのりいかにもして御代代君のうこきうちく御世つきの君とたのみ
まつ人事ともなりて資宗か御母かりけるかちのつかひは御附おき
後の御光の御そうしあいかけりけれはけくしつきしけ事とてまへ川にたる
大御所もそれしめの御かたにはかくらの御神社にまいりくかおもひすくる
川にむかひつてゆきし御てさり申やかへきとおもひしめさり日とつく月
とさきしうく川にまかりとしもまうてきしけふかすえたれはかくさまゆか
まへりいは天下の大事けれは御そていろき御ためくちふせなし
その事とはれく御代殿は天下の御かしこまりてかこなたまいくこうしくくそ
しやよし名をとりよしは世つきの君とて今まさにさし西もかたかしかそ
こくはり去日のつかひかしこさまにとらへこくに御代殿くかなりしこかくち
のつかひの思ひかへりくしまされさせたまへそけくの御ためしやしれなかり
まつりは君の天下とは国松君とてさきまふりたりしかゆをとしおさま
とうたひとえとしくしつくまにつきしとしへおいてもしますてそおわりか
ら御ゆく御方の御乳母ゝ□満か身さやかへりけりとまつりのおまさましん宗
猶かくかくれは婦人きり給ひにおもひ給ひしゆかたおもひくしうくれは
ことしもふかうかりしかも大臣家世とてあしめされくりの思かいもなし
まつかしくさえりかりちかうのつかひのゆかりの人とそけ資宗中りつれ

くハへられ[illegible] 其嫡男播磨守資綱[illegible]二

男弐郎資[illegible]とよはれき [illegible]定[illegible]六年六月

十九日播磨守資綱[illegible]の職[illegible]の事を[illegible] [illegible]

加[illegible] [illegible]

朽木

民部少輔源植綱ハ宇多天皇の苗裔近江の国の源氏佐々木

源三秀義か孫近江守信綱初て当国朽木の庄の地を領し

補せしより末流の子孫朽木とハ名のりけり信綱十代の孫民部少輔

植綱か時にあたりて享禄元年九月義晴将軍京都の乱を

さけ給ひて近江国に赴き朽木の谷に入らせ給ひしかハ植綱

おのか館をつくりて御座所とさためよくつかへたてまつりしかハ将軍

ふかく感して御供衆にくハへらる御内書の後植綱をまねかれしき

りのこと常に御館の後に侍してめしかゝへ七人のうちなり

採用せらる天文八年六月将軍御父子又京の乱をさけて八瀬の

里にうつらせ給ひしにも植綱御供して守護したてまつり同十一

九年に義政将軍萬松院殿の山中に葬りしかども植松
出羽との二人の繪屋にありしかば彼時に西の八丁目の札
植松がこゝろざし去まことにめづらしき時の京代織田
公人ともにしめて諸公の名こゝろに思ひて居るともおそれ
地とゆふにひ名を残しあらはれたるとのことなりしに世に
かゝる札とも又それをつくせしとのあはれにてすゑのれに
宝円寺備中殿より酒田にて元服せし武田備後植松か父とり
元服の時織田上総介殿三好か札をあつめて義昭将軍と
なり侍りて元亀元年の京都御所の前に出しむる
しかるに近江にて滝川左京亮にかゝり大に殺されけり
この家の者とも云ふなり
此時信長堀川殿の山城守とこれをかくして
向ひて云ひしは堀川殿ともに云ふと此時の事

りしと出家せしつくの家のり大事にかゝりしてそのゆるされ
しことてとかくわかうやうし世に堀川殿金ヶ崎の近江と申し
つかくしは
此時の事なり松永弾正ゆかりにかくして出けるかなりし紛内うち織田
ことに家臣を得し近江のものあしかるに信長これを又左京亮して
かくと人々かりれてすみえんにて松永弾正忠久秀是をそれ
久秀か後向ひて元服の名を得たりしにかゝりし左京亮し
かりしとのかくれはゆかりの久秀か紛れし近江にて死しけるにひなんともそ
ゆかしもの年の世を速元服にて家ぬかしにとて身の家云
とし近江けしも久かけれは信長これを知りてかくひに此時より
信長堀川殿の出家に松永と有ましけ老人と同し云の男か将軍にて
栽しとの三好とそのし又有卿大納言殿にたてらく松永弾正忠
これとよりて元も多く出ひし小堀川殿とも多ひちらくめしつかそ
かくしける松永か信長の家にかましき世の言葉の事なりかりに
かれいつ後信長のかたりたちまち今はすてにとしての心
此後事にしけ松永か名くの松永か家にひと深くましきとかり

引て信長を頼ミ来たりて、つゐに天下其の初より度々の関
ヶ原の軍記に付浅野殿を色とませしかとも関ヶ原にて
働しきりしかと力なく軍勢の浅野を通し此由を命
令しの後とは無く二重関東に参りかけり給ひけり松尾の
山の娘を召て振れく明年十五日関東の蔵なりまうしたく
しかし松尾の人くと同しく移りし入前後の移りを言
きりて上方の軍勢忽ちに従ひまいり浅野殿もつゐに人
人の男子者右衛門に共後の先記に付元禄の人子孫は大道
更をすまして屋代安の元記に付佛を取て久兵衛加利とても
らう大御所より重ねて浅野に付加増して牧氏に当てし年々
其子供寛永九年に移りけるかに終りし年に至りて元祖

子息あまたありけるに嫡子式部少輔直勝は二男兵部少輔
二男兵部少輔極勝は十五歳の時元和八年九月十五日在常陸
百石つかはされ同九年八月朝倉同年中に御年
流毒の後は家督を同十二年家督同兆と屋敷を十二年御旗
本の事を用ゐる　一説に十二年十月八日少老の職くをされ大井近江守酒井備後守大炊頭らも同しく御旗本
のうちと御傍に二浦彦木二人して付ちとつかさどる事月の人事を兼ね事を言ひしと云　同十二月御小性組の番頭と兼
ぬ寛永あ二年二月十八日常陸の国古浦の城を預り　寛文とくく預りて二万石
旗本前職とともれく御奏者の事をとり兼ねく御座の
まもと同じる万治元年十二月十九日辛巳中にて卒嫡子
伊豫守極昌ふと法名二万七千石次男和泉守創添不仮て王られ
後は二万石伊豫守極昌寛文七年八月十八日御奏者のまと

まつ同九年六月八日丹波国福知山の城に移り 三万二千石

内田

信濃守原正信は平兵衛正則か男 いにしへ源家にて称は此先祖の名をつまひらかにせす
其氏承平の比より遠江の国の住人なり 今そのうち小内田信濃守より以前はつまひらかならす 童の時より
左大臣家に仕へ奉り双なき眼近にて身をもつて
ふて給ひ 小山内田か為又人 旅とゝめし 慶安四年四月廿日左大臣家薨し
させ給ひしかは 勝手にて殉死す 其子七千石にて任さ
一万石 一万五千石 万治元年十二月廿七日叙爵して出羽守に任せ

柳生

但馬守菅原宗矩ハ西三ツ居の出にて故但馬守宗厳か二男也
むかし宇治の摂政頼通公春日の社に大和国小柳生の庄を寄せ
らる大膳亮菅原の永家に柳生の庄の地頭として神領れ
すけとも後醍醐天皇の御時に於て此永家か末孫兄
ハ播磨守永珍中ハ笠置寺の庭後中将といふ世にありけり
り後にしたかひ永珍すへて四代の孫元弘の
御ときに笠置寺にて後醍醐天皇に加
る柚原とすゝめ（いはゆる中将之也と云）其後ハ常陸とあやめハ付抜中将せ君
せしく勅当てかしこまりれ四代の所領なれハひとへに小柳生れ

庄を領しくこれにかたれ（？）永珍へて四代に永家か子
孫まて伝へて三好家宗厳にいたる三好修理大夫長慶か
属して其子但馬守宗矩（永珍より十八代の孫宗矩のいひつたへ）松永弾正久
久秀に属しけり三好かほろひし後ハ織田殿に属して宗厳
ともに大和国にいたりきて久しく筒井順慶
くわわりの大将となりしけるか宗厳ほと何ゆへにか入
居し柳生の庄にこもりけり其後天正年中関ヶ原の陣の後
太閤殿下の領地となり文禄三年八月に当て柳生の御朱印
宗厳大和の国筒井入道順慶に属して所々の戦に高名有り関白秀次
かたよりも召けれとも病と申して出仕せす
またく柳生谷の所に於て今の台中にしたかひて柳生の庄隠居
の料として世々の所領を没収せられ宗厳口惜しく思ひて
三人の息子ハいつれも松永か家に属して朝夕か所も
又くら宗矩ハひけ地にて松田にかう

（くわしく御ほうびのさた有之とぞ）慶長五年の秋会津の上杉
御退治の為御下向ありて下野の小山に於て御陣をとり其時上方
又軍起りなれは但馬守宗矩其時いまた浪人にて大阪(?)と
申しつたへて其後けんしにて上方へ遣はされけれは宗矩と
互に兵いさゝか中国をわけて父子をもつて国人をも催し上方
のしたる乱れたる(?)に付御まかせ父宗厳にも御書を給ふ宗
矩かしこまりて返事ありけるとて中国に在て関ヶ原の
軍に注進あり其宗人にまかせて柳生谷西の坂の地を給ふ
大和国宗の其時御恩加へ（一万石 在大和）家世にて忠へしたれ
初而加増し給ふ（其時旗本の人々一同に 而加増の御加恩ありし）寛永九年九月
軍の御後より人々をきて御申され文字の懺(?)御免ありて同十月
二万石加増給ふ（三千石合 一万二千五百石）其子十兵衛を摂同(?)に六十石(?)まて
て宗矩小野(?)河内守秋山修理亮上総介(?)こと織(?)
されし今世の大目付なり其後御忠節(?)ありて加恩(?)あり(?)而賀常(?)に知行まて
二万石余(?)の有(?)旨(?) 宗矩か父故但馬守宗厳名将の達者にて刀を撃(?)
胡(?)せり名誉と言(?)ふ剣(?)術(?)に於て世に知られ(?)候のまゝ 男子三人ありまてこれ業を修(?)く
新次郎厳勝は疵をうけかたわとなりて死去(?)二男は但馬守
宗矩の三男五郎右衛門宗章慶長八年十一月五日出雲伯耆
両国の主伯耆守中村伯耆守忠一の飯山(?)の城を攻し時(?)かの城
中にありつゝ戦ひの寄手(?)を防(?)て相(?)果(?)の由の底(?)に
かれとも命を落す(?)に及(?)ものなり（是は中村の家(?)の詳(?)に柳生は 中村(?)の旗本(?)の人(?)なり(?)と討死）
されしに柳生が名誉は今に至るまて名高し其外(?)年若く

まし給ひしかりける事を好ませ給ひ宗雄は師範をかめさる年
比も以みかゝく学び世給ひしにも凡そ法のやうあらむことくつく
ろしかせ給へとも宗雄にハかまハ世給ひてつゐに法を学給ひ
なる武付宗雄古の人にも似る様なる子とつかへ久へ給ひし事とも中
しくは我つましけ土を只かの世をおのつから御世給ふけ和への
唐の人云々かの宗雄もこひし武師を付く様よ来ける者ま
はひしくいさゝか得る来は乃つく我術をすこしもつくゐひさ
不言の妙なるを様を継く術て喩へしけりハ云ふ人ゝ云ひ
中にも凡そ古言を人とも悦び世なるひ師との学ひし師とハ語と
いふ教人語る つゝく学へき妙なるあやしと作りましかれ
然其の一流宗峯の意源及庵宗鈞と進ミ妙く阐来す

語しかるに宗雄は猶も遂に一家の武芸様々に許されまして
様を継く術を得られ忽ちに妙を得させ給ひしかれとも既にして渋庵
得しく此論議の道にしめされ宗雄初は術によろしく是を
記しなれハ毎世の人ハ称ける事なく此伝記の経済は以るを
あるとひかりける人云古今の兄を天下の大勝を能知て様と
継ては術ときこえし術とも乃ちハ政事ときこえ凡そ大臣不及
り此侍の人ゝしも天下の勢宗雄に学びて社を大師と
得つまとり宣ひしとそ才ちえりうされハいや宗雄年七十
にあまりて正保三年の冬病付くしより心よはくなりけ
るにも彼ら不とも物ともひ同き三月廿六日終にむなしく
なりぬるハ尚付例の如き猶侍の半様し仰きし侍り候の

かくまでかれらの菊池の累孫とても、すゑずゑ先編に
年氏の後補等の功ありしや、さやかにこれを申すも猶ゆかし
めぐることこそ
家維が平定し後は、家維が子孫あまたにて下されし
けりとて、君も念じて菊池の子孫まで御申されし
いはれありといへども、菊池の家の子は、常に家臣のみ、又
あまた家臣の名誉ありしも、すでに定め、菊池家とて逆乱
おこりしとき、家維が父の命にて、かくてやみけるにこのゆゑ
きこえつて、かくありしに、七月十日、平馬亥蔵氏のもとに、敵衆ゆゑ
てんごとなかりければ、家維は、家来にあまた、かねて日
既に末のかたへ、かくあまた、家維が家来子、その生して
きみは、かゝりしを、めでたきものとて、九州の一の兵ども、あまた
小籐橋の一つ浪に、弓矢も松金家の名をしるすの武士ども
これより菊池家の下馬にて、皆やりより、松金内膳、返討
の次第として、かくて家維が命にのみつかふ家維さま、紅卵にて
あまた、此くも、まことに家の命にて、名高き家来どもは足
ともに、かくて、松金は、さき、中にも家の、中にも
あまたの、かくて、松金はさき、川浪も
玉くに又足へは松金氏は二三里し、一日のうちに
かくまたしせんとて、沢へ、七日に至りて

返くさ由より人々ともに川に家維中へさこそ聞えし、其中にかれは
ゆゑに浦和にて、それよりこのこゝにて、みなさやかに家維
ありしに、それより今日さらに人の、そのかくさなりけり、かくて菊池家にて那藤
の逆乱おこりて内膳正平田返討の次第とて、げに詮なきやしかりとなれ
かれらは御の命も御しくも、それにやとて、それとも、かくうへまでと
返つかれ日々若者の方けりとてかくをなくかくて
かくて平田にて、めくとは、かゝるを御中すれ、かくはそれよし、それの
ちとも百姓およびも逆にても見えしめさまにては返討の次第かゝるに
つきかく家のつきとて、ところ家はこれ平田か
それよりも死つかまつりしもつかまつらず、それあやかりてこそ
平氏家の中の御の命にて御気を報ゆる家のおのれもまた家維殿の命も
何にもして御ぶくろの御ゆかりもさらに家のうちにて
おのやかにも家維ともに平田がもとへまさにさぞとおもへ、かくては中にて
それゆゑに附家維さまにも、それ名のみちは命とぞ、いかにしてもかなはね
勇士なり、かく死しておのれのみ二家の士と、それとも死しておぼし
さりとも、あれまた人のなくあるも用しもかくのごとくにておぼしきも
おのおのその忠の人、法にてかくもかくしてかの名将とて死ぬるも
りつぐ身のためにのみ、さて何ごとの死と、いくそのためにかくて必死の
勇士と実にもその一の道にはかくそのまゝに、君のおんため、何の御後の
名高くとも、川に、此家の老もかく、名は大臣とうけ、御戦卒
とりしも、其年とて、ここの、此のさかひにて、城にかくさり、陣の回の大阪の
城とへつかまつりし、これ天子の勅命とうけたまはりて、中にも、菊池

りくはこなの国の一様ハちからくはかのりはいはなし古段の筆ゝ三宮ハ
すゝ年ひくは付をうし将と方将の中らた一人えらとをれく
太平の御後られハ母られるりのされハこまてハ出流ありて人て付く
こしゆうへきらんそ当付御後とう弟ゝりゝりへそあれハ二百無り
をむく〵きうてをおかりしめさ申しならそりの道ゆらん宮三宮りかりたし
治したゆく孫しゆつく又として古ろかをき相をしつたさ二ていて
くし世すりし人りしおさんりやまつり〵てゆらん入れとをれよりき御後
りりこれをほへられ今の三宮ゝ弟まて西国の大名なる家将へ任あふしゝて
城とをあんて一段ハ御後とらけ伝られ川ハらつふおらきと二十百知り
ゆりん申かりゆかくしと仰れせあゆくしくゆらんりしハ三宮りかりつかりつ
をしむしろきおられへら入ものの時すり御りるハ位一つの人にらさらさいみ
宮売の申と元ともくえく〇て御後くさしきちよりおかゆへくうん
さいんりうらくハ三宮なとりの両月ゆうてらいきさくぶつりし弟ゆき
ゆりてりんさん〵いとりりゆへきゆうふしきはなふく〵てとうしけりのむ
らく年出あをとてをかしくは〵しもなととるりりし御内かいらけたるを
川らりのしちまを西姫あらい乞へらいせやくはとはみとふおうき天下
の御和ちあくつしつそらへしもれはの旨宗雅御内りしとりふるり子の
ゆかくて退つさくうくらへくめしくして御りおいてらへしと
をとうとたろうくやりしりれハ御源協のいろみへをやらひへしうとさ
りをれはるあのかうくやおありめさ申しりん夜のいよくふ宮弟あり
すらりりへ川くゆらみゆへとはいとなあ申のら川へ宗かと通らおてのちう
かをいゆハをうりくし宗雅ゝ中せし不たろこんとをんなりしゆきまりなる

そのほとりけり宗雅のそうり蹴鞠まりくはたゆくくりくらなみし
と蹴鞠まいりそうり字すり語ろくは今りかかくて宗つうりつきらく
おもろいくさたい日すりしりりしゝいしらんの
御任さらすり日すりゆりとんをもしひさ　宗雅男子三人嫡子十
五歳宗三二男花園宮宗冬て三男刑部卿宗緒九条太政大臣の御猶子父
卒しとく宗三は公家にて宗冬て任参ふかりて宗三ぞおゐ
年四十五にて死して子ありけましハ宗三より後ところと宗
冬りが後宗冬は家せし兄刑部卿より後にもら刑部卿
わすらくゝ又卒これも嗣のうくゝ家後を宗冬を右大臣の
御猶子となつく公法と伝をて中川よりのちハ兄にて加猶子
一万石家人宗冬を男子三人嫡男大膳宗喜二男又右衛門宗之延
宝三年二月男嫡男宗喜父とさしをら死をて死すり付
父の業をひら云は蹴鞠世なく公法をすりつく業とし

将軍家の御称號をかうふれハ此業末孫の身の御家と流
くて叶ふへからす御兄ハ既に死去し人の弟ハ今井家を用ひさと
しかも御二人の息とハ将軍家の御連枝の御家人となし
さらしむへく死去なし九月十九日御孫ち家督
も亦氏家喜連川にせしめ給ふ尊氏公の御家をもつく
嗣と氏同十二年六月六日家立對馬守と改む

小堀

遠江守政一ハ遠江国住人小堀勘解由正次か末孫新介
正次か子也元来ハ秀吉大閤の舎弟秀長に属して有しか
しかし秀長卒して後秀吉の家人となされけるに
於慶長関ケ原の戦の時関東の味方に属して石河の地加増
一万石余に備中松山城をあつかり 政一ハ父に従ひて豊臣家に仕へて後遠江守に叙し
めしつかハれ 遠江守二万二千石余を領し 元和九年伏見奉行職に補せ
られ職に就かの事卅余年正保四年二月六日卒す年六十九
下卒しむ 云方慈照院殿宗甫と号す書画を
初め茶の道奥義を極めて就に多く妙つめたくまし能
書に中庸の能書に孫子藝能を以て三ハ藤 能書孫子藝に孫とし 又茶道の妙手と呼ぶ 三ハ相 茶の湯の学び 古今の名品に通ず

（燈籠より松 宿れし哉）ほとゝきす茶を點せる後利を讓せらる此時南坊
稱名寺の僧珠光これを此道の中興のはしめとし
其後紹鷗を茶添たてゝ是れか宗匠となし　紹鷗か珠光か
添ひかれのこしゝよ此風をまなひてよむへくすゝめられ
たりしかは此後ハ和泉の国界の浦の住人武野紹鷗といふ是
其道の宗匠之（此人武田信光の後胤にして同国の住人にて大黒庵と号す）又か弟子
千利休（其祖は田村氏の辰方千阿弥の後にて其子の住人なり）後には織田の右府豊臣
太閤秀吉の茶頭を勤め右府織田信長公の能利休上足の弟子なり
しも政一まさに古田が弟一のつくゝにも茶道の事ハいふまてもなく及び
其外かき諸芸にも眼ひろく書画万の道流にくはしく
定めて添へ世の風をとゝのへされは水にうかひし氷の如く
るものはいまた世ゝのまへにさとしてのこしぬ中興のとくなかりし
たとへをとりかへしをあかし其子は伊予守政元又宗たゝき
又か風をのこせり又子和泉守政延延宝二年又宗を
流く。

国立公文書館
National Archives of Japan